

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しております。会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（森 温繁君） 日程により、一般質問を行います。

質問順位7番。1、ICTの活用について。2、産業振興と教育について。

以上2件について、3番 橋本智洋君。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

3番（橋本智洋君） 皆様、おはようございます。

改めまして、3番 清新会の橋本でございます。議長の通告に従い、順次一般質問させていただきます。

私が最後になりまして、寂しいかな、傍聴席誰もいませんが、粛々とやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

幾つかの項目は、既に、前日までに出し切られた感がありまして、私も今日この質問の台本をつくるのに非常に困りまして、そこはうまくすき間を縫って質問させていただきたいなと思っております。

まず初めに、ICTの活用について。

ICTを活用した学校教育。

ICTを授業で活用することによる学力向上についてですが、その前にここで、ICTという片仮名の用語がわからないということで、簡単に説明させていただきますと、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略語になります。日本語に簡単に訳すと、情報通信技術となります。

学校の教育シーンで、この情報通信技術の活用を考えますと、まず1つに、教師がよりよい授業を実現するために、ICTを活用して授業の準備を進めたり、学習評価を充実させるために活用したりします。2つ目は、授業での教師によるICTの活用として、教師が授業の狙いを示したり、学習課題への興味関心を高めたり、学習内容をわかりやすく説明したり

するために、教師による指導方法の一つとして挙げられます。その際の一番具体的な活用の目的は、情報提示のため、いわゆる図形、写真や画像、映像、音声の活用です。3つ目として、児童生徒が、情報の収集や文章や図形、表にまとめるときに活用し、発表する際や繰り返しの学習によって、知識の吸収や技能の習得を図る際に活用します。

今質問においては、あくまで、児童生徒が活用すること、教科の学習目標が効果的に達成する場合に絞って質問させていただきます。

この学習指導でのICTの活用による効果についてですが、これまでの調査研究などから明らかになっております。例えば、平成18年、19年度に実施された文部科学省委託事業による調査研究において、全国で実施された752件の検証授業を分析評価した結果では、ICTを活用して授業を行った教員の98%、ほぼ100%が、関心と意欲と態度の観点において効果を認めているそうです。それ以外の活用によって、児童生徒が集中して取り組めるようになることや、児童生徒が楽しく学習できるようになることなどについても、多くの教師が効果を認めているとのことでした。

児童生徒は、学習に対する積極性や、意欲、学習の達成感など、ICTを活用した授業のほうが学力向上に高い効果があるという結果が出ております。1つ例を挙げますと、滋賀県草津市では、平成26年度に、全ての市立の小学校に約3,000台のタブレットを、平成27年度に、全ての市立中学校に約1,000台のタブレットを導入しました。このように、タブレットを活用した授業実践や授業改善に、市内全体で積極的に取り組んでいる市もあります。

タブレット端末の導入により、12月定例会の一般質問でも竹内議員が取り上げましたアクティブラーニング、いわゆる能動的な学習のきっかけの一つになることと考えます。昨日の教育長の答弁の中で、ICTはツール、道具とおっしゃってございました。まさにこの道具を得るという意味で、民間企業との提携や連携によるタブレット購入は模索できないものでしょうか。

次に、農業とICTについて。

まず、ICTを活用した鳥獣駆除に関してですが、こちらも増田議員が昨日おっしゃってました。非常に近年深刻化しております。この害獣被害の対策として、わなが用いられております。効率よく捕獲、確認をするために、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の端末によるシステム構築を考えたらいかがでしょうか。

「箱わな」や「くくりわな」というようなわなの種類がありますが、そちらのほうを用いて、定点カメラとセンサーを設置し、無線や携帯電話回線を介して、携帯・パソコンメール

で状況を知らせて、当局職員や猟友会との連携を図る。わなの現状を知らせる送信技術、動画中継技術などを活用した威嚇。通知による捕獲、有害駆除支援を行う。このような地域のICT基盤を構築することで、高齢化に伴い減少している農業者や狩猟者の、鳥獣捕獲や有害駆除の省力化を図ります。それにより、このシステムを活用することで、捕獲のロス時間を短くして、鳥獣個体の資源化率、品質を向上させます。いわゆるジビエ用の食肉としての品質の維持につながります。この一貫した有害鳥獣の資源化を実施することにより、6次産業としての地域の活性化まで見越した取り組みを実現します。

南伊豆町では、ICT活用による鳥獣捕獲実証モデル事業として、県内初の「おりべえ」という囲みわな、これを利用して、捕獲獣の活用を実施しております。このような南伊豆町の事例等を参考にして、携帯、パソコンを使った定点カメラとセンサーによるわなの管理とわなの遠隔操作の導入の検討をお願いいたします。

次に、ICTを活用した農業についてですが、人口減少、高齢化で、農業を廃業する方々が身近に見えて多くなっております。並行して耕作放棄地も増えてきております。

ここで、最近話題になっているロボット化の一つとして、アシストスーツ、こちらの導入があります。介護用品等でも用いられていますが、価格にして約4万円弱のようです。このアシストスーツの購入に対する助成などは可能でしょうか。購入しやすくなることにより、収穫物の積みおろし等の重労働をより軽労化して、高齢化できなくなった作業、危険な作業の解消につながります。

そして、今まで培ってきた農業従事者の方々より、栽培のノウハウをデータ化して、初心者も農業従事できる環境整備も、今後必要なのではないのでしょうか。生産情報を一括管理し、その情報提供による産地・生産者と消費者を直結した販売展開、このシステム構築。さらにトラクター、耕運機等の農業機械の自動走行の実現。これによる耕作放棄地解消へ向けての規模拡大。もちろん、すぐに結果が出るというものではありませんし、開発導入には非常に時間がかかるものと思われます。ぜひ実現性を模索していただきたく存じます。

次に、議会のICT導入に関してですが、これはタブレット端末を使用した議会について、神奈川県逗子市等で導入されております。このような参考例をもとに、まずは議会の内部的に協議した上で検討して進めていきたいと思っております。こちら答弁は結構です。

次、趣旨質問の大きな項目2番として、産業振興と教育について。

1番、英語教育に関してですが、文部科学省の次期学習指導の改訂案に関する取り組み、こちらに関して、要領改訂案で、小学校5年から教科化される小学校英語、英語教育の早期

化を示しました。2020年以降に全面実施になる前の、2018年（平成30年）より新課程を取り入れることが可能となります。また指導者の英語力の向上も必要かと存じます。これに対し、どのような計画を打ち出すか、12月の一般質問でも質問させていただきました。開国の国としての英語教育、その第一歩として、2018年からの実施を強く要望します。と同時に、英語力向上に向けての民間との連携も模索願いたいと存じます。

次に、放課後児童クラブについてですが、この内容は、昨日伊藤議員のほうでたくさん盛り込んでいただきましたので、ネタにつきてしまいました。少しだけお話をさせていただきます。

先日も、議員にアンケートが配られました。「一日移動児童館、遊VIVA！」さん。代表が小川さんと申しますが、この「遊VIVA！」さんが、あと2年で活動を休止する、そのような案内をいただいております。放課後の安全な遊び場がまた1つなくなります。児童館施設の建設も、まちづくりには必要不可欠ですが、まず最初は、放課後児童クラブのさらなる充実と提供拡大を要望します。

そして、県は2017年度当初予算において、放課後学習支援事業と称し、しずおか寺子屋創出事業に800万円を計上しました。これは静岡市において、試験的に家庭での学習習慣が身につけていない児童生徒を対象に、地域住民のほか、ボランティアを活用し、学習習慣の改善や学力向上を図るのが目的ですが、ここに英語の学習も組み入れていただき、さらなる学力向上を図る目的で、放課後児童クラブと内容は違いますが、この寺子屋のような放課後児童クラブ的な学習支援事業の場の早期設置を要望します。

次に、スポーツと次世代産業について。

県の重点戦略についての取り組みとして、スポーツは、ラグビーワールドカップとオリンピックが控えております。また伊豆半島全域でサイクルスポーツも盛んになってきております。下田市として、2017年度はスポーツイベント、大会等を実現化していただきたく存じます。スポーツ次世代産業は、県の重点戦略としても打ち出しております。

その次世代産業として、産業蓄積や農業の生産性を高める研究開発が加速されております。先ほども申しましたが、農業において、生産を集約したシステムで一括管理し、その情報提供による産地・生産者と消費者を直結した販売展開、このシステム構築。この実現性の追求として、また独自に市として開発する具体策として、農業従事とそのデータ構築に重きを置く地域おこし協力隊の導入をしてみたいかがでしょうか。栽培ノウハウを教わり、データ化して、将来生業として自立できる仕組みが確立できると思われま。

最後に、今定例会では、口述書にはない地域おこし企業人に関してですが、先日の産業厚生委員会の資料の中の協定書のドラフトで、派遣社員を派遣研修生という名目で明記されておりました。これ、やはり研修生というと、腰かけ的なイメージがすごく強いと思いますので、しっかり責任を持って業務遂行していただくような表記にさせていただきたく存じます。

市庁舎移転に関しては、市長がおっしゃる市民を代表している議員ということで、関係当局と話をし、民意を見極め、6月の一般質問をさせていただきます。

以上、一般質問を終わります。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（福井祐輔君） それでは、ICTの活用と英語教育等に関して、またスポーツと次世代産業についての3項目について答弁をさせていただきます。

ICTにつきましては、非常に現実的な問題ですけれども、非常に将来も見据えなければいけないということもあります。今、ICTという言葉を使っているんですけれども、その言葉も徐々に古くなりつつあるんです。最近ではインターネット・オブ・シングスということで、全てのものにインターネットをつなげるというものが出てきておまして、また近い将来には、ユビキタスタウンというのができると。ユビキタスというのは、ギリシャ語が語源で、いつでもどこでも誰でもというふうなことの意味を持つもので、そういうものを将来まちづくりに活用しようというアイデアも出てきておりますので、本当に今ICT化しようというふうにしても、すぐIoTとかユビキタスとか、そういう時代になってくるということでありまして、いつを見据えて整理するのかということが非常に大切だというふうに思っています。

また最近では、1番目にサッカー選手、2番目に医者、3番目にユーチューバー、4番目に公務員、5番目に野球選手ということで、小学校の男の子になりたい職業らしんですけれども、3番目にユーチューバーというのが出てきているというのが、非常に画期的なことだと思うんです。ユーチューブに動画を投稿して、そしてその宣伝費で生計を立てるという職業が本当に成り立ってくるというふうな時代でありまして、そういった面でも社会に遅れをとらないために、下田でもそういう技術を身につけられるような基盤をつけさせてやらなきゃいけないというふうなことも必要だと思いますので、できたら早くそういうICT化、あるいはIoT化、そういうものに目を向けていきたいというふうに思います。

これは教育だけじゃなくて、IoTにすれば、例えば高齢者の見守り手段として使えると。

また子供の通学、下校に対しても、そういうものでデータ化できるというふうなメリットもありまして、そういう面では、教育だけじゃなくて高齢化社会対策、あるいは子供の見守り、そして新しい職業の開発とか、そういう面にもIoTとかICTを活用できるんじゃないかというふうに考えておりますので、ぜひ。

市役所ではまだアナログ思考の人がかなり多いんで、これからデジタル化するために、しっかりとそういう近代化にもついていけるような人材を育てなきゃいけないというふうに思っております。

2番目の英語教育についてでありますけれども、小学校からカリキュラム化されるという非常に画期的なことだと思っております。しかし英語というのは、小学生や中学生は日常生活にはほとんど使わないというふうに思うので、本当に学問のための学問ということになると思うんです。私も英語を少しは勉強した経験があるんですけども、教えたこともあるんですけども、やはり動機づけが必要だと思っております。なぜ英語が必要なのかというところをしっかりと、足元を据えられるような背景をしっかりと教育して、それから英語を始めということが必要だと思っております。例えば小学生だったら、国際化というグローバルズムとか、そういうものにまだ頭がいていないと思っております。そういった面で楽しさ、英語を勉強すればこういう楽しいことがあるんだよとか、そういうところからまず入らせなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。また大人に対しても、特に高校時代、これから大学受験のシステムも変わるようですので、読み書きというよりも聞き話しが主体になると。本当に国際的に活躍しようと思ったら、聞き話しができないと、交渉も何もできないというふうな経験もありますので、そういった聞き話しをしっかりと教育するためには、英語のブースとか、そういうものをつくってやって、自分でも勉強できるというふうなものを考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えておりますので、下田高校にもやはり下田の開国都市としての歴史を維持するためにも、やはり語学教育、国際化っていうのは必要だと思いますので、働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） まず私からは、文科省の次期学習指導要領改訂に関する取り組みということで、このことについて少し話をさせていただきたいと思っております。

議員もおっしゃっておりますけれども、次期の学習指導要領の改訂につきましては、小学校は2020年（平成32年）、中学校におきましては2021年（平成33年）となります。英語教育

は、小学校におきましては、現在5、6年生が英語の学習をしておるわけですが、この32年からは教科化されるということで、現在週1時間の授業が週2時間の授業になります。3、4年生は5、6年生の内容を前倒ししまして、外国語活動として週1時間学習するようになります。

また、中学校の授業につきましては、基本的には全て英語で授業を行うというふうな流れになっております。現在その対応としましては、下田東中学校の英語教諭が国研の指定を受けまして、平成28、29年度のこの2カ年をかけて、英語の中核教員としての研修を今積んでおります。また29年度には、賀茂地区の英語教諭が、これも国研の事業の一環として財政的な支援を受けまして、TOEICという検定試験があるわけですが、このTOEICを受ける方向で、今検討がなされております。

しかし、学校現場では、差し迫った課題として、どう授業時数を確保するか、英語の教科化によりまして週時数が1時間増加になります。現在は1週間28時間で実施しておりますが、週29時間になります。また小学校教諭は、英語指導の資格、免許がほとんどない先生で授業が行われております。この辺も非常に大きな問題として受けとめております。現職の教員が英語教職免許状を取得していないと、こういう先生が授業を行わなければならないということで、非常にこれも大きな問題となっております。これは下田市だけではなく、全国的にこのことがいわれております。

そういう中で、少しでも教育委員会としての取り組みをしていかなければならないということで、学習指導要領が完全実施、特に英語教育の実施に備えて、1点目はALT、今もALTをお願いをして授業の補助をしてもらっておるわけですが、このALTの補助の確保、時数の確保、あるいは先生方の研修時間の確保、そしてそこには当然指導力の育成等の予算も必要になります。

そんな中で、学校現場の子供たちのために、少しでも英語教育に対応する総合的な支援体制を講じていかなければならないと考えております。先ほど下田市では前倒しというふうなお話も、3月4日の新聞にも載っておりましたが、英語検定ということで、小学校では私学の玉川大学との交流の中で、子供たちへの授業、あるいは先生方への指導ということで、現在行われております。中学におきましては、子供たちがそうやって育った中で、少しでも自分の力を試すというようなことで、来年度予算を今上げておるわけですが、この予算が通りますと、中学生に英語の受験料の助成をしようということで、少しでも前倒しができれば、その方向で進めさせていただきたいというふうに考えております。

2点目の放課後児童クラブということのお話がありましたが、現在下田市で行っております放課後児童クラブにつきましては、保護者が昼間就労等で家庭にいない児童を対象に、専任の指導員が家庭にかわる保護とし、子供を一定時間預かる制度として開設しております。したがって、その間に学習指導等をすることは現在ありません。また指導員についても、教職の免許を持った方ではありませんので、下田小学校と稲生沢小学校に開設しています放課後児童クラブについては、学習という面では現在は考えておりません。

ただ、議員がおっしゃっております静岡市のモデル事業ということで、寺子屋というようなお話がありましたが、これにつきましては、放課後の子供たちへの学習支援、あるいは土日も含めてですけれども、学習支援・指導や、スポーツ指導の実施ということで、放課後児童クラブではなく、放課後の学習支援という中で寺子屋が開設されている。これもモデル事業として行っておるということを聞いております。県下では静岡の寺子屋、くさなぎの寺子屋と、こういう事例があります。今後下田市としても、やはり生涯学習の観点から考えますと、地域の人材、指導できる大人と、その中で子供たちが自分の興味のあるものを求めていながら、こういう寺子屋のような形で地域と子供たちが一体となって育って、大人の人たちが育っていくというような方向は、当然これからは下田市としても考えていきたいと思っております。

私からは、この2点のことについて答弁させていただきました。残りについては、学校教育課長のほうからお願いをします。

議長（森 温繁君） 学校教育課長。

学校教育課長（峯岸 勉君） ICTを授業で活用することによる学力の向上ということで、タブレットの導入ということなんですけれども、ICTを活用した教育というのは、12月議会でもご質問がありましたけれども、急速に進んでおりまして、学力向上等の教育効果につながるということは検証されておりまして、従来から求められてきたパソコンにかわって、タブレット等のICT機器も増えてきていると、そういう状況ですが、一方で現時点では、下田市の学校のパソコン更新を行う時期になってきているんですけれども、いろんな事情で先送りされていると、そういう状況もございます。

民間企業との連携や提携によりまして、タブレットの導入ということでございますけれども、こういう草津市の実践事例というものもあるところなんですけれども、現時点では、ご指摘のとおりその可能性について探っていく、そういう時期だと考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうから、農業とICTについての中の、ICTを活用した有害駆除ということであります。

鳥獣被害対策につきましては、森林の間伐、個体数の調整、防御並びに担い手不足の解消等、鳥獣被害対策を進めており、来年度も臨時職員の増員、わなの購入等を行うことにより、体制強化を図っていきたいと考えております。

全国一部の自治体では、センサーネットワークによる鳥獣被害対策が実施されております。

また、静岡県では、情報通信技術を活用した新しいわなを導入し、先ほど議員がおっしゃった南伊豆町内に設置したところでございます。このわなでございますが、赤外線センサーとカメラを設置した囲いわなをスマートフォンで遠隔操作し、鹿やイノシシなどを捕まえるもので、捕獲後は食用の獣肉として利用する計画であり、今回のモデル事業の効果を検証し、他地区への普及を検討するとのことでございます。

下田市としても、その効果検証をもとに、賀茂農林事務所とともに関係者等と連携し、検討はしていきたいと考えております。

次に、ICTを活用した農業につきまして、下田市の農業は、農業従事者の高齢化による後継者不足、担い手不足や、専業農家の減少が進み、有害鳥獣による農林産物の被害も深刻化し、市内農業の環境は大変厳しい状況となっております。農業分野においては、これまで新規農業者への支援、また中山間地域における農業の共同作業に取り組んでいるところでもあります。

農業分野においては、これまで、施設栽培における統合環境制御、GPS車両ナビゲーションシステムの導入等、さまざまなICTが利用されてきていまして、生産の効率化、高付加価値化、省力化、低コスト化及び経営の業務運営の効率化、高度化など、メリットがあります。

下田市の農業は、大部分が小規模経営の状況であります。農業委員会、農業関係者団体等に、情報の提供はしていきたい。また農業についての相談は、制度の活用方法等も含めて、随時対応させていただいているところでありまして、実施に向けての支援等を検討していきたいと考えております。

もう一点の次世代産業の件でございます。

下田市独自の農業についてのシステム等の研究を地域おこし協力隊との提案でございますが、関係団体と連携して、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 観光交流課長。

観光交流課長（土屋 仁君） 産業振興と教育という中で、スポーツイベント、大会の開催についてというご質問でございました。

私のほうから、教育ではないんですが、観光の中のスポーツツーリズムの観点ですとか、マリンスポーツの誘致ということで答弁をさせていただきたいと思います。

来年度、当市で予定しておりますのは、当市で実際に実施開催するのは、1月に毎年行っております「水仙ツーデーマーチ」、ウォーキング大会というような形になるかと思いません。今、他のスポーツ大会、イベントについて誘致をお願いしているのが、日本プロサーフィン連盟のサーフィン大会でありますとか、今年度は都合により実施できませんでしたけれども、フリーダイビング大会。それから例年行っております国際カジキ釣り大会でありますとか、トランスサガミのヨット大会、そういったマリンスポーツ。それからまた、民間さんにやっていただいておりますアドベンチャーレース、これも来年やっていただきたいと思っております。この辺はスポーツツーリズムということで、こういうものをやるために、お客さんが市外から集まっていたらというようなことでございます。

12月補正で報償費を補正させていただきまして、実はトライアスロンの大会の運営ができるかどうかという調査を実施したところでございます。実は、現地に来ていろいろと調査をしていただいたんですが、やはり道路の形状等、どうしても2時間から3時間の全面通行止めをしなければならないというようなことで、今のところ、ちょっと我々が考えているようなコース設定が非常に困難というような状況になっておりますが、最終的な結果は今後いただくというようなことでございます。

それから最後、ご質問ありました地域おこし企業人交流プログラムの協定書を皆様方に提出させていただきました。その協定書案の中に、企業のほうから派遣いただく職員については、派遣研修生というような定義でやっておりました。こちら委員会の中でもご指摘をいただいております。今後といいますか、派遣というような研修生、派遣する企業側からすれば研修生という言い方もあるんでしょうが、派遣を受けるうちとしては即戦力、研修という立場ではないというようなことで、その辺は訂正をするように今やっているところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（橋本智洋君） ありがとうございます。

私の今回の質問の趣旨は、まだまだ具体的にならないものばかりです。初めの取っかかりとして模索していただきたいなという部分、そういう姿勢をちょっと見せていただきたかったなというのがまずありまして、幾つかまたこちらからも提案させていただきたいなと思うんですが、市長がおっしゃった英語での動機づけ、これはやはり黒船祭という部分が、やっぱり下田独特のイベントになっています。これはもうよその市町では全くあり得ない、そういったイベントです。ぜひその辺を黒船祭を使って、動機づけというようなフィールドをつくるように心がけていただきたいなと、まず一つ思います。

それと、今観光協会のほうで、外国人に優しいまちづくりということで取り組んでいることもあります。これは有志が集まって、どのようにしたら外国人が来やすいかとか、そういったことも考えて、結構マーケティングのほうもしっかりやっていますので、その辺も参考に、英語をやる動機づけ、ここにつなげていただきたいなと思います。

やはり、もう一つその英語教育、2020年に向けてということで、どこかの段階で具体的な教育の事業の策定というんですか、そういったものもどこかで見せていただけたらなと思います。

それと、ICTの有害鳥獣、こちらも早急にできれば、隣町の南伊豆町さんでやられているので、できるだけ情報を取って、下田のほうも具現化していただきたいなと。

やはりICTの農業に対してもそうですけれども、私思いますが、地域おこし協力隊って、これ一応3年間給料、お金が出るわけです、国から。その間に農業のノウハウを、やはり高齢者の方々はなかなかできないという部分もありますので、農業のノウハウを教えていただき、ただそれだけでは、やはり今後の農業として成り立っていかないのではないのかなと思いますので、データ化して、やはり販売につなげるという部分、それにはやはりICTという部分が非常に必要になるかと思います。やはり、市長が先ほどおっしゃっていましたが、IoTにどこかで進化する可能性もありますが、まずはICTということで、まずそこに指標を置いて取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、スポーツイベントの、これ市長が以前おっしゃってありました1,000人規模のトライアスロン。ちょっとお話を聞いていると、ニュアンス的に厳しいかなという感じなんですけれども、何かそれにかわるものを。やはり東伊豆さん、河津さん、南伊豆と、結構それなりのスポーツイベントをやっています。ちょっと指をくわえて見ているのもしゃくだなと思いますので、何とか具現化していただきたいなと思います。

以上、要望で終わります。

議長（森 温繁君） これをもって、3番 橋本智洋君の一般質問を終わります。

発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第1号 下田市足湯施設条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木 敬君。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） おはようございます。

もう少し遅い時間に説明をするのかなと思って、ちょっと早くて今戸惑っているところですが、これから下田市足湯施設条例についての提案をしていきたいというふうに思っております。

発議第1号。

平成29年3月3日提出。

下田市議会議長、森 温繁様。

提出者、下田市議会議員、鈴木 敬。

賛成者、下田市議会議員、進士濱美。

下田市足湯施設条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由。

ハリスの足湯を復活し、市民の健康増進と街歩き観光による中心市街地の活性化を図るため。

この提案理由につきましては、施設条例の説明の後に、私のほうから経過だとか等々について補足して説明をしたいと思います。

次のページをお願いします。

下田市足湯施設条例。

第1条 趣旨。

この条例は、市民の健康増進と観光の振興を図るため、足湯施設の設置及び管理について、

必要な事項を定めるものとする。

第2条 名称及び位置。

足湯の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、ハリスの足湯。位置、下田市二丁目11番10号。

第3条 開場期間及び使用時間。

足湯の開場期間及び使用時間は、次のとおりとする。

ただし、市長は天候その他の事情により、特に必要があると認めるときは臨時に休場し、または使用時間を変更することができる。

(1) 開場期間 年中無休。

(2) 使用時間 午前9時から午後9時まで。

第4条 使用者の禁止事項。

足湯を使用する者は、次に掲げる事項をしてはならない。

(1) 公益を害し、または風俗を乱すおそれがある行為。

(2) 足湯を損傷し、または滅失するおそれがある行為。

(3) 他の使用者に迷惑となるものを持ち込むこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為を行うこと。

第5条 使用料。

足湯の使用料は、無料とする。

第6条 損害賠償。

使用者は、故意または過失により、足湯を損傷し、または滅失したときは、これに生じた損害を賠償しなければならない。

ただし、市長が賠償させることが適当でないとき、この限りではない。

第7条 指定管理者。

市長は、足湯の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に足湯の管理を行わせることができる。

2、前項の規定により、指定管理者に足湯の管理を行わせる場合においては、第3条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第8条 指定管理者が行う業務の範囲。

前条の規定により、指定管理者に足湯の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業

務は、次に掲げる業務とする。

(1) 足湯の維持管理に関する業務。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

第9条 指定管理者が行う管理の基準。

指定管理者は、この条例の定めるところに従い、適正に足湯の管理をしなければならない。

第10条 委任。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上が足湯施設条例の内容であります。

補足して、条例についての説明をいたしますと、基本的に、維持管理運営に関しましては、市の直営、あるいは指定管理者制度を導入するというふうなことをこの条例では想定しております。

以上が足湯施設条例案の説明であります。

次に、先ほど申しました提案理由の補足説明をしたいと思います。

まず、足湯施設条例を今になって議員発議で提出したということの説明であります。そもそも足湯の経過について、若干説明したいと思います。

ハリスの足湯は、平成12年11月に供用されました。施設そのものは、市が建設費約882万円を投じ、中央商店協同組合の所有する駐車場の一角に施設を建設しました。同時に、足湯管理組合が設立され、当初7団体が構成メンバーとしてありましたが、その足湯管理組合が指定管理者に指定され、維持管理運営をしてきました。ただし、指定管理料はゼロということで、維持管理の経費の負担に関しましては、足湯管理組合が負担するという形で、これまで維持管理運営に当たってきました。

しかしながら、経済の低迷、下田市経済の低迷、それによる下田市商店の疲弊がどんどん進みまして、平成27年9月には、中央商店街協同組合臨時総会が開かれ、駐車場、コミュニティーホールそのものを売却するというふうなことが決定されました。そして、中央商店街協同組合そのものも解散するというふうな決定がなされました。

それを受けて、同じく27年9月には、足湯管理組合が臨時総会を開き、組合の27年度いっぱいでの解散を決定しました。同時に、足湯管理組合運営会議が10月が開かれ、施設の解体撤去はやむを得ないというふうな結論に達したようであります。

そこで、新たな地権者の意向なんです。新たな地権者は、地元の商店街の熱意があれば、

存続に配慮する。熱意がなければ、解体撤去してほしいというふうな意向を表明したようでありませう。

そして、このような足湯管理組合の開催、そして新たな地権者の発生というふうな中で、では、観光交流課はどのような動きをしてきたのか、委員会で説明があったようなんですが、観光交流課としても、できるだけ足湯の施設を残したいというふうなことで動いたようなんですが、とにかくその平成27年の時点では、足湯管理組合を構成する各団体が疲弊し、もうこれ以上は足湯に携わっていくことはできないよというふうなことを表明し、それを受けて、市としてはやむを得ず、足湯そのものを撤去するというふうな方向にいったんじゃないかというふうに私として愚推しております。

そして、平成27年12月議会に、足湯設置条例を廃止するための条例案が議会に提案され、議会がこれを可決しました。さらにそれを受けて、平成28年の3月議会において、28年度の当初予算に80万円の足湯施設の解体費用が計上され、これも議会で可決されました。

そのようなことで今現在に至っているわけですが、ではなぜ80万円の解体費が計上されながら、いまだに足湯施設が残っているのかというふうなところが1点あります。これは、商店会関係者のほうから、できるだけ解体が待ってほしい、少し延ばしてほしいというような意向があったらしいというふうなことも聞いていますが、それだけではなくさまざまな、私から言わせると、それ以降状況が変わってきたのではないかというふうに思っております。

では、どのように状況が変わってきたのか、まず1点目は、平成28年5月ぐらいから、それこそ市長選の真ただ中のそのころなんですが、ハリスの足湯存続を願う住民の会というふうな組織名で、存続のための署名運動がなされまして、そして、それが平成28年の7月に市長に提出されました。そのときの市長は新たな市長になっていたというふうに思っております。

そして、そのようなハリスの足湯存続を願う住民の会が、この組織が、さらにハリスの足湯の会という名前で設立され、福井市長にもたびたびお会いし、陳情し、要望してきました。

そのような動きを受けて、次に周辺の商店会、伊勢町奉仕会だとか、大横町だとか等々、あるいは商業協同組合等々、周辺の商店会等々から復活をしてほしいというふうな要望が出てきてまして、それが具体的な形としては、市長並びに市議会議長に、商店会連盟の要望書という形で提出されました。

その要望書の一部をちょっと表明していきたいというふうに思います。

要望書。

商店の減少が続き、空き地、空き店舗が目立つ旧町内の商店街において、ハリスの足湯は唯一の集客施設であり、現在でも足湯を目指して来る観光客も多く、市内商店主や地域住民、また最近では管理運営するための団体も設立されるなど、再開に対する機運が盛り上がってきております。

このような中、私ども商店会連盟といたしましては、今般足湯の復活に関し、所属する各通りにもご意見を伺ったところ、賛同の声も強く、特に当時管理組合に所属していた各通り、また団体につきましても同様な意見となり、さらに、現所有者であるアイキ不動産の代表者におかれましても、復活に対し前向きな姿勢を示しております。

当連盟といたしましても、最善を尽くして協力態勢を図っていく所存でありますので、福井祐輔下田市長におかれましては、本要望の趣旨をご理解いただき、ぜひともハリスの足湯施設の下田市直営による再稼働についてご検討いただきたく要望するものであります。

このような要望書が提出されました。そしてその要望書には、賛同する各商店会等々の代表者の名前が連名で記載されております。それも説明したいと思います。

まず、下田市商店会連盟会長、高瀬雄司。次に大横町通り商店会、神山大治郎、伊勢町奉仕会、平井傳三郎、池の町商店会、高橋弘樹、まちだな商店会、橋本智洋、下田市中央通り振興会、関 正志、三丁目商店会、渡辺金富、二丁目通り会、植松幹男、参宮通り商店会、前田 一、連尺町商店会、土屋輝美、下田駅前観光商店会、福西重夫、香煎通り商店会、渡辺良平、武ガ浜商店会、土屋善昭、東本郷商店会、渡辺芳紀、下田センター街、土屋達夫、下田市商業協同組合、前田 一、下田商工会議所、田中 豊。

この中で、大横町通り商店会、伊勢町奉仕会、下田市商業協同組合及び下田商工会議所は、足湯管理組合を構成していたメンバーでもあります。

このような形で、商店会連盟から周辺の商店会からも、何とか残してほしいという要望書が市に提出されるというふうな動きとなって、私のいう新たな状況となっております。

また次に、新たな状況の3番目としましては、「夏色キセキ」ファンクラブの足湯復活の要望という動きが出てきました。「夏色キセキ」というのは、平成24年にテレビアニメとして放映されたものであります。そして、下田市を舞台に4人の中学生の女の子が、いろいろと活躍するアニメであります。そして、それが下田市にとって、下田のまちを市外に発信していく大きな力となるのではないだろうかというふうなことで、「夏色キセキ観光協会」なるものも設立され、これには平成25年、26年、市から各約40万円の補助金も出ております。このような「夏色キセキ」というアニメによって、下田市も一つの聖地となり、聖地巡礼と

して下田のまちを訪れるそのような人たちも多くなってきました。

今現在、「夏色キセキ観光協会」の活動は停止されているのかどうなのか、ちょっと私も正確なところはわかりませんが、しかし「夏色キセキ」ファンクラブは、現在でも活動しております。さまざまなイベント、例えばキャラクターの女の子の誕生日なるものを設定して、その誕生会を下田で開くとか、あるいは伊豆急下田駅から下田公園までの間のごみ拾いを年2回行うというふうな形で、現在でもファンクラブが活動しております。

そのような「夏色キセキ」ファンクラブが、2月28日に、メンバー27人のメッセージ、これは嘆願書でもありますが、これを市議会議長に提出しております。その内容についてはここでは説明しませんが、そのように「夏色キセキ」ファンクラブ、これは結構発信力もありますし、今現在もアニメによる聖地巡礼というのは、全国において行われております。そのような中で、下田市の聖地の一つがなくなるということは、マイナスのイメージを全国に発信してしまうのかなというふうな危惧を持っております。

そして、また、私のいう状況の変化の4番目としましては、市当局自体が、ただいま建設課主催で旧町内まちづくり整備構想検討協議会なるものを開催しておるんですが、その第5回目の開催において、ポケットパークを市内つくっていかうというふうなことを提案してきました。ポケットパークとは何なのか、市の建設課のいうところによりますと、中心市街地ポケットパーク構想の表明、観光客や住民ができる限り地区内に長時間滞在できるよう、散歩しながら憩い、休息できる、そのような場所であるというふうなことを定義しております。足湯とは、まさにそのような内容であり、まさにポケットパークではないのか。私はそういうふうに思っております。

そして、これから市内11カ所を検討しておるらしいんですが、そのような形で新たに市内にポケットパークをつくと、これからそのように市が動こうとするまさにそのときに、従来からのポケットパークである足湯を解体する、撤去するということは、どういうことなのか。これはなかなか市民のほうも理解できないのではないかとこのように私は思っております。

そして、私のいうところの状況の変化の5番目は何なのかといいますと、まさに新しい市長が誕生したというふうなことであります。このハリスの足湯施設を廃止する条例は、平成27年12月に議会に提案され、そして議会で審議され可決しました。そのときの市長は前市長でありまして、そのような経緯の中でその条例案が成立し、ハリスの足湯は廃止するというふうなことになったのですが、しかし新しい市長が誕生しました。下田市の政権交代であり

ます。ですから、新しい市長としては、行政の継続性とかいろいろあるんでしょうが、国政レベルでいえば、対外的な条約等々そのようなものであれば、お互いの信頼関係とか継続性は非常に必要であります。国内政策においては、新たな政権と新たな政権者は、自分の思いを実現するということがあってもよいと思います。

そのような意味で、私は平成27年に議会で決められたからということを経験玉条のように掲げて、現在の状況の変化というものに目をつぶりながら、とにかく平成27年12月に決めたじゃないかということで、このハリスの足湯の存続をやめてしまうということは、本当に先ほど来から述べてきました状況の変化ということに答えていないんじゃないかというふうに思っております。

そして、状況の変化の最後に若干、他町のことでありますが、伊豆南部においても、まだまだ新たな足湯をつくらうというふうな動きはあります。松崎町でこの4月に新たな、5つ目になるんですか、足湯を開設するというふうな動きがあります。これは従来の、いわゆるポケットパークを的なところを改修し、足湯施設に変えるというものでありますが、その中では、まちの商店街の実践的なフィードバックをする静岡大学の学生なども手伝いながら、足湯施設にするための整備に奉仕して下さったというふうなことも、新聞報道において知ることができます。

そして、この新聞報道、平成29年1月23日の伊豆新聞であります。その記事の最後にこのようなことが書いてあります。町は足湯の完成後も周囲の竹垣や簡易脱衣所などを順次整備していく予定で、作業には地元の高中生や住民らが多くかかわれるような取り組みをしていく方針。担当者は、足湯の整備は地域ににぎわいを取り戻すのが一番の目的だが、今後はより多くの町民が主体的にかかわることで、松崎に来てくれる観光客とも交流できる宝の場所にすることができればと話しているようです。私はこれこそが足湯の存在意義、存在価値であるというふうに思っております。

そのようなことで、ハリスの足湯の存続を強く願うものであります。

以上で私の下田市足湯施設条例の制定についての説明を終わります。

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

ここで10分間休憩したいと思います。

午前11時 8分休憩

午前11時18分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

提出者は登壇願います。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりましたので、本案に対する質疑を許します。

6 番 小泉君。

6 番（小泉孝敬君） 先ほど来、なぜハリスの足湯の復活の提案書を出したかという、流れから説明していただきましたが、一昨年、27年度の12月、我々産業厚生委員会のほうで審議したわけですが、そのときから既に、組合解散の話が出てから、既に約1年半たっていると思うんですが、鈴木議員の言われるハリスの足湯を復活しなければと思った時期はいつ頃そういうふうな形で、こう言って出さなくちゃいけないというふうなことを思われたか、その時期と、それと色々な形で状況は変わったという話ですが、復活する条例を出した議員の最大のこれはという理由は何ですか。それをちょっとお聞きしたいんですが。委員会ではそういうふうに、委員会として、我々十分な参考意見も聞きながら否決したわけですが、それを復活するという事は、当然それなりの大きな、議会の委員会、しかもその後の議会において否決されたものをもう一度復活するという事は、それなりの最大の根拠というものがなければ提案できないと思いますので、その点をちょっとお聞かせください。

議長（森 温繁君） どうぞ。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8 番（鈴木 敬君） 私は当初から、平成27年12月にハリスの足湯を廃止するその条例が提案されたときから、私は本会議の質疑においても、委員長報告においても、いろいろ私の意見を述べました。そして、討論・採決においては残すべきだというふうな、廃止することに反対の意見も述べております。その時点から、私は一貫してハリスの足湯は残すべきだというふうに思っておりましたし、そのように残すためのさまざまな、ハリスの足湯の会だとか、商店会連盟だとか、「夏色キセキ」だとか、いろいろな動きが出てきたときに、一緒になって応援して何とか残したいというふうに動いてきたつもりではあります。

そして、今になってなぜかといったら、やはり28年3月の議会において、28年度の当初予算が成立し、80万円の解体費が可決されました。これを行政当局としては、よほどの理由がない限りは、年度内に実施しなければならないというふうなことがあると思います。その期限がこの3月でありますので、この3月に何もアクションを起こさなければ、そのまま足湯

は解体されるのでありますので、何としても、今を逃したら、もう残してほしいと表明することもできないというふうな、ぎりぎりの状況に今あるわけです。そこでさまざまな、残してほしいという人たちの動きにあわせて、議員発議を提出したわけであります。

なぜ議員発議を提案したかといいますと、本来は、先ほども申し述べましたように、政権が変わったんだから、前の政権のことを全部引き継がなければならないということではないよと、私は基本的にそう思っております。新たな政権者が自分は残したいんだと思えば、前例をある程度。アメリカを見てみなさい。トランプなんてTPPをあんなのめだってやっちゃったじゃないですか、前政権がつくってきたものを。だから、本当に足湯が必要であると思えば、そのような形で当局側から出していただくのが一番よかったんですが、何回も当局側、市長にお願いする中で、市としては条例案を再度出すことはできない。どうしても残したいんだったら、議員発議で条例案を提出してくださいというふうなことを言われましたので、それで条例案を議員発議で提案したというふうなことであります。

議長（森 温繁君） 6番 小泉君。

6番（小泉孝敬君） 今、最大の理由は政権が変わったからというふうな話もちょっと出ました。

〔「それも一つです、条件の中の」と呼ぶ者あり〕

6番（小泉孝敬君） 一つですね。それは非常におかしな話じゃないかと思うんです、私にすれば。

というのは、ハリスの足湯の組合が解散したときに、これは大変だというふうに鈴木議員は思われたと。そのときにそうでしたら、この1年半、先ほど観光交流課はどうしていたんだと。我々からすれば、では残したいという行動をしていた人は何をしていたんだということになります。私は議員じゃなく一市民の立場からいえば、ではその間どのような行動をしていたかということです。

もう一つお伺いしたいのは、既にこの時点で、じゃ、誰がそれを運営していくんだと。いわゆる足湯組合が解散したと。しかもそれを残してほしいということであれば、それにかわるものはこういうものがあって、こういうものが運営するから、壊さないでもう一度ぜひやらせてくれと。それが筋じゃないかと思うんですが。

というのも、先ほど鈴木議員のほうは、各市町の例を出されましたけれども、新聞時系列で。というのは、町内であっても県のまどが浜とか、蓮台寺を見れば、いわゆる地区の、委員会でも出ました。一生懸命にやっている地区もあるんだと、その前にも、そういうところ

もあるんだよと。そういう例を出しながら、委員会としてはやむを得ないなと。期間を置いて、誰かが跡を継いでやるのであればそれはいいねと。それを待ちましょうと。でも今回、その条例についてはやむを得ず廃止をしましょうという決意の委員会だったわけです。だから、その時点で、もうそれが決まった27年の12月です。そのときにどのような行動で、こういう団体にやってもらおうとか、自分たちがやろうだとか、例えばそういう発想というものはなかったんですか、議員のほうに。それをちょっとお聞きしたいんですけども。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8 番（鈴木 敬君） 12月のハリスの足湯を廃止する条例案が出たときに、先ほども述べましたように、私は、私の旧町内に住んでいる者としてもありますが、何としてでも下田のまちにとって足湯が必要だということで、反対意見を申し述べました。それは12月からずっと今現在でも変わっておりません。

小泉議員、その間何も動かなかったんじゃないのかというふうなことでありますが、そういう思いを持っているいろいろ見てきたんですが、商店会のほうから何とか解体を延ばしてほしいというふうな動きもあるよとか、さまざまなことがありまして、また28年の5月頃から署名運動も始まりまして、残してほしいというふうな。それがずっと形として出てきたのが、28年夏以降、ハリスの足湯の会をつくろうというふうなところになってきました。だんだんそういう、残したい、残そうという運動が形となってきたのが28年の夏以降でありまして、それに私も加わりまして、ハリスの足湯の会を設置して何とか残そうとしました。

残すための具体的な運営形態等々に関して、何もしてこなかったのかということ、それはそうでもありません。当初は、ハリスの足湯の会が受け皿となって、そこである程度会員を集め、会費を集め、そしてそれを足湯の維持管理に、全部はできないかもしれませんが、一部ではあっても負担しながら、そして何とか運営していこうということで、市のほうにもお話をしたんですが、市としては、任意の団体にはだめだよというようなことで、譲渡も貸与も任意の団体はだめだよということで、では公共的な施設ならいいのかということで、観光協会だとか商工会議所、そういうところならいいのかということで、それも当たってはみましたが、やはり観光協会にしても商工会議所にしても、受け皿になるのは否定するわけではないんですが、その観光協会なり商工会議所の予算でやっていくということに関しては、それはできないよと。市のほうがある程度、維持管理費については見てもらって、自分たちがメンテナンス等々に関してやる分ならば、若干受けられるかもしれないがというふうな、私が直接的にそういうふうなことを聞いたわけではないんですが、当たった人、ハリスの足湯の

会の人たちからも、そういうふうなことも聞いております。ですから、そういうふうな形で、じゃ、どうやったら受け皿ができて、どうやったら運営していけるのかということも、ある程度市長のほうに要望もし、市長のお考えも聞きながら、今の時点に至っているということでもあります。

この条例そのものは、先ほども言いましたように直営か、あるいは指定管理者制度ということをご想定しております。指定管理者制度にする場合においても、やはりかつては足湯管理組合、そういう団体が維持管理を担ってきたわけですから、経費負担はなかなか難しいかもしれませんが、メンテナンスだとかいろいろなことに関してはやっていける、そういうふうな受け皿団体は十分考えられるというふうに思っております。そのことをもしこの条例案が可決されて、とにかく足湯が残るんだということになれば、やはりそういうふうなもの、ハリスの足湯の会等々を早急にもう一回強化して、そしてそれに耐え得るような組織にしていきたいというふうに思っております。

そして、もう一点、先ほどちょっと説明を逃しましたが、商店会連盟のほうの意向として、こういうふうなことも聞いております。今現在、伊勢町のあるやや広目の空き店舗、そこを活用してチャレンジショップを展開したいと、そういうふうなことで、商店会連盟と商工会議所で話し合いをしていると。それが夏ぐらいまでには形になってくるのかなというふうなこともおっしゃっていました。そうしたら、もしそれが実現するようであれば、足湯とタイアップしながら、伊勢町通りの町なかに人を誘客する、そういうものができるんじゃないかというふうなことを商店会の人からも聞いております。そのような動きもありますので、本市としては、何とか残していきたいなというふうな思いであります。

議長（森 温繁君） 6番。3回目です。

6番（小泉孝敬君） 今の話ですと、また違う団体が、最後の。

という、この要望書でいうと市の直轄だという。これでいくと指定管理という話。今の話ですとまた違うという。じゃ、どこがどうしたいんだというのが我々にはわからない、今の話だと。それを最後にちょっと。その辺が非常に重要なところだと思うんです。

今後、例えばここで賛成者が通って、じゃ、市で今度しましようというようなことになれば、じゃ、どこがどうするんだと。その連携も一体どうなっているんだというふうな、その辺が私なんかには一番わかりにくいところなんです、その辺だけお答え願いたい。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） 先ほどの下田市足湯施設条例の条例案の説明の中でも申しましたが、

この条例案そのものは、運営形態に関しては、市の直営か、あるいは市が指定管理者に委託する、指定管理者制度を導入する、そのどちらかの形で運営していくということを想定してあります、この条例そのものは。その中で、直営にしても市が職員をそこに張りつけてやるのかどうなのか、指定管理者にしても、今現在足湯組合がなくなっていますから、じゃ、どのような組織が指定管理者になれるのかというふうなことは、これから検討していかなければならないと思っております。

私としては、もし直営ということになれば、例えば今現在、足湯の会がありますが、それをNPO化みたいな組織にして、私の個人的なイメージなんですが、隣に空き店舗がありますので、そこにいる沢登さんのご実家の空き店舗もありますので、そこら辺に事務所みたいなものを置いて足湯で連携をしながら、足湯だけじゃなくして、これからのまちづくりについてもやっていけるような組織ができればいいのかな、なんていうふうに思っております。

それはこれからの検討でありますので、今現在としては、とにかく残すということが第一義的で、その後、じゃ、どういうふうな形で残すのか、指定管理者か直営か。じゃ、指定管理者だったらどういうふうな組織があるのか、直営だったら誰が維持メンテナンスとか、実際に担ってくれるのかということのをこれから決めていけばいいのかなというふうに思っています。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

3番 橋本君。

3番（橋本智洋君） まず、根本的な質問なんですけれども、市長への要望書のほうで、私の名前が載っていて、議長宛のは私じゃないんですけれども、これ質問してよろしいんでしょうかという、まず根本的なことから。

〔「その件に関しましてですか」と呼ぶ者あり〕

3番（橋本智洋君） はい、そこから前提で。

〔「3回しかないから、ほかにも質問があれば」と呼ぶ者あり〕

3番（橋本智洋君） いいですか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

3番（橋本智洋君） じゃ、いいということで。

まず、鈴木 敬議員が、状況が変わっていますというようなことを再三おっしゃっていますけれども、さらに状況というのは変わっていると思うんです。この要望書が出ているのが1月19日です。恐らくこの議員発議がされる前に、商店会連盟の会長のほうから敬議員のほ

うに恐らく話がっていて、条例の定義だったら賛成はできないよという話ははっきりさせていただいていると思います。ほかの方法はないかということをおっしゃっていると思うんです。その部分も考えて、やはり方法論と、それとやはり署名云々とおっしゃいますけれども、私も一緒の大和区という中でいて、一緒のまちの中の人間ですけれども、その中で現実的に、じゃ、誰がやるのか、どこがやるのか。それともう一つは、やはり採算性、事業計画というものがまずありきだと思うんです、この部分。市がやりますといたら、もちろん条例になってしまいます。これはやはり、議員として条例をまた覆すということは、これは賛成できないと思うんです。むしろ、それだけの署名があるんだったら、そこを取りまとめて、じゃ、誰がやります、どうやりますと、採算性はこうですよ。足りないから市にお願いできますかというほうが、私ははっきりしているんじゃないかなと思うんです。いかがですか。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8番（鈴木 敬君） まず最初に、橋本議員のお名前を出したということに関しましては、その経緯についても重々承知しております。ただ、市長に提出したときにお名前がありますし、私としては、一人でも多くのこの行為に対する支持者を得たいというふうな思いもありまして、すみません、お名前を出させていただきました。それがもし、非常に迷惑であるならば、ここで陳謝したいというふうに思っております。

次のあれですが、もし残すんでしたら、どういうふうな形で残すのか、事業計画なり何なりをちゃんとつくってからというふうなことをおっしゃいました。その前に、商店会の会長とお会いしたのは、いつだったかちょっと忘れましたが、お会いして話も聞きました。そのときに条例案じゃだめだよというふうには、直接的には言われていません。ただ条例案は厳しいなというふうなことは聞かされております。それはいろんなところでも、やはり議員発議の条例案というのは難しいよということは、いろいろを聞いてはいるんですが、じゃ、それにかわるものがあるのかないのかという。今ここで条例案をださなかったら、何もアクションを起こさなかったら、そのまま行っちゃって、当然足湯は予算内の80万円で解体しなきゃいけないわけですから、行政としてはやらざるを得ないわけじゃないですか。特に何回かの話し合いの中で、行政が足湯を残さないというふうな意思表示をしましたので、そうしたら議員発議で条例案を提案するしか、ほかに私としては思いつかなかったわけです。もっといい方法があるならば、条例案を提出しなくても何とか残せるいい案があるんでしたら、それはそれとしてお伺いしたいし、もしこの条例案が否決された後でも、皆さんがそれに沿って、残すほうに市のほうに働きかけていただきたいというふうに思っております。

そして、運営形態なんですけど、それは先ほど来から言っていますが、当初ハリスの足湯の会が会費を集め、そしてある程度の40万円から50万円の経費が必要ですが、その全額は無理かもしれませんが、とにかく集めて、それで何とか運営していこう。足りないところを市のほうから補助金としていただいてやっていこうというふうなことで話を進めてきたんですが、市との話し合いの中で、任意の団体には賃貸も譲渡もできないよというふうなことの中で、その案が一旦消えました。それで、どういうふうな形で運営していくのかということに関しては、受け皿が公共的施設ならばいいのかということで、観光協会なり商工会議所なりに意見も聞いたりもしましたが、やはり積極的にそういうふうな受け皿に自分たちがなるという意思表示がなかったもので、そこら辺の残った後の運営形態に関しては、今はちょっと、まだはっきりわかりません。

その運営形態も、直営にするのか、指定管理者制度にするのかによって、また若干変わってくると思いますが、それは、これからもし残ったら、一生懸命皆さんにも相談しながら考えていければいいのかなというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 3番 橋本君。

3番（橋本智洋君） 受け皿というふうなお話がありましたが、まず採算の部分だと思うんです。それと誰がやるのか。それと当局、市長、副市長にお話をされたということですが、その熱意をまず会議所なり観光協会なりにぶつけるというのも、一つの方法論ではないかなと私は思います。やはり確実に誰がどうやっていく、その採算はこうなんだというのを固めて、なおかつその辺の受け皿はここにありますよというふうな話をしながら、市長、副市長にお話をするとというのが一番成功する方法論じゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

話の順番として、まず採算の裏づけが必要だと私は思うんです、これは出費の部分で。もちろんそこには、管轄は観光交流課という部分があります。いきなり市長、副市長にぶつけるのではなくて、まず採算の裏づけ、それと誰がやるのか、運営するのか。これ決まってからやるんじゃなくて、もう明確にして、それを会議所なり観光協会にお話をする、受け皿はこうしてもらいますよと。それで話を市長、副市長。まずは観光交流課の課長にお話しするというのが筋だと思うんですけれども、そういう話をちゃんと順番を立てて持っていくということが、足湯復活とか足湯を存続させる唯一の方法論かと思っておりますけれども、市長、参考によろしいですか。

議長（森 温繁君） 市長どうぞ。

市長（福井祐輔君） これは非常に大きな問題でありまして、観光交流課では、恐らく判断できなかったと思うんです。だから副市長と私のところへ来たと思うんです。

それで、細部を副市長がいろいろと法的な面も含めて答えましたので、これから副市長に意見を。

議長（森 温繁君） 副市長。

副市長（土屋徳幸君） 今、橋本議員のほうから、手続上の問題としてご意見を賜りました。全くそういった意味では、結論的にはそのとおりだと思います。

我々も議会に対して、予算とか議案を上程する以上は、その先の行先についてのシミュレーションを考えた上で上程をさせていただいております。それは当然のことでありまして、こちらからお願いする以上は、その手立てをちゃんとバックデータとして持った上でお願いするのが筋道だろうと思います。何も今後の考え方もなしに、こうしていただきたいなんていう乱暴な論議では成り立ちませんので、そのとおりの手順を踏んでやらせていただいている、そのとおりであります。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8 番（鈴木 敬君） 橋本議員、先ほどから採算性、採算性とおっしゃっていますが、このハリスの足湯の施設というのは無料の施設なんです。無料の施設でどうやって収入を得るのか。今まで、足湯管理組合がそれぞれの団体の会費、会計の中から 5 万円とか 5 万 5,000 円とか出して、それを集めて運営費に充ててきたわけなんです。足湯の施設から収入を得て、タオルだとかありますけれども、微々たるものですから、足湯の施設でとても採算なんていうのは考えられません。無料のその施設だけでどうやって採算をとるのか、もしいい方法があるんでしたら、教えていただきたいというふうに思っております。

こういうふうな形で運営したいんだよというふうなことは、先ほど来述べましたように、当初は足湯の会が会員を集め、会費を集め、それを運営費に充てていくというふうな方法を考えました。しかし、それは市との話し合いの中で、それがだめだというふうなことになりましたので、ただ今現在、私どもとしてはまず残すということで、残した後の運営形態に関しては、直営か指定管理者か、そういうふうな形態もあると思いますので、そこら辺のところはその後に考えていければいいのかなというふうに、今現在は思っております。

議長（森 温繁君） 橋本君。3 回目です。

3 番（橋本智洋君） 採算という言葉を使ったのが、もしかしたら誤解を招いたかもしれませんが、どちらにしてもランニングコストというのがかかるわけです。その部分をどうやっ

て、ランニングコストを今おっしゃったような会費とか、そういった部分でどう補っていくかという部分、そこをちゃんと考えなければいけないと思うんです。その裏づけがあってこそ、初めて土俵に上げられるもの、テーブルに上げられるものだと私は解釈しています。

それで、これはある意味私の個人的な考えですけれども、いわゆるそのランニングコストを確保するため、どうすればいいのかと。その裏づけがなければ、私は絶対にいけないと思うんです。その中で、例えば、この3月に着工しなければいけないのをもう少し猶予してもらえないかとか、その中で期限を決めた中で、じゃ、この中で何とかそれを1回提案しますとか、というような方法論で逆に。これは私が言うことじゃないかもしれないですけども、残すための方法論として、そういう選択肢というのもありじゃないですか、と私は思いますけれども、いかがでしょうか。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8番（鈴木 敬君） 残すためには、まず市にお願いしたんです、何とか残してほしいというふうなことで。市にずっとお願いしてきたんです。そもそもが市の施設ですから。だから、何とか残すのは市ですから、残す残さないのは。だからそれをお願いしてきました。どういう形で残すのかということに関して、市のほうとこちらのほうとの意見が若干ずれてきたというふうなことがあります。

そして、もう一点なんですが、これは伊豆新聞です。平成29年3月1日の伊豆新聞なんです、これは「夏色キセキ」のファンクラブが市に嘆願書を出したときの関連した記事なんです、ちょっと読ませてもらいます。「足湯施設は無料施設であることから、行政の直営、または行政が指定管理者などに経費を負担して管理運営されている。ところが伊豆東海岸3市と賀茂郡5町では、ハリスの足湯を含め、下田市のみ補助金を一切支出していないことがわかった」と。ほかの市町では補助金を出しているんです。下田市の足湯管理組合がむしろ異常だったんです。というふうに私は思っております。市の補助で、全額補助なのか、一部運営していく母体が出すのかは別としても、市の補助がなければ、これは絶対に成り立ちません。そこを市には何回もお願いはしております。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

10番 土屋 忍君。

10番（土屋 忍君） この議案は、即決ということなものですから、ここで結論を出すような形になるわけなものですから、一度廃止した条例をもう一度やっというには、それなりの我々に衝撃を与えるようなインパクトがないと、なかなか難しいんじゃないかと

ということで、ちょっと1点聞きたいんですけども、今まで指定管理で一生懸命頑張ってきたけれども、なかなか維持が難しいよということで、あのときに廃止したと思うんです。ですから、それをもう一回やるためには、俺たち金も汗も出して頑張るよという組織がないと、我々も「いや、いい。じゃ市で見れば」というのでは、なかなか賛成が難しいと思うんです。

それで、二、三日前に、会派で現地をちょっと見てきました。やはり椅子が壊れているとか、結構厳しい。つくってから月日もたつものですから、老朽化がかなり激しいものですから、やっぱりあのままやるわけにはいかないなど。やはりかなりの改修をしないと、あれを維持するのは難しいなという判断を我々はしたわけですので、それなりのお金も予算も必要だなというふうに思っています。

それで、いろいろこの議会でも、市長も言われたように、やっぱりこの旧町内の地域の活性化ということで、これからポケットパーク構想というような話もありました。ですが、あの足湯をあのまま維持するよりは、ポケットパーク構想のところに、例えば足湯を設置するとかというのも一つの案であって、あれをあのままかたくなに守るということが、旧町内にとって本当にいいことなのかというのも一つあるものですから、言わせてもらうのが1点と、それから「夏色キセキ」の新聞記事がちょうど出た頃に、蓮台寺の足湯の新聞報道も一緒にあったわけなんですけれども、蓮台寺のあの足湯の管理を見ていると、やはり汗も出す、金も出す、体力もというような、地域の人たちが相当な努力をしているんじゃないのかなと。それで足湯を維持しているんじゃないのかなというのを新聞紙上で私は見させていただきました。

それから、もうちょっと言わせてもらいますと、これは観光振興には直接関係ないんですけども、我々稲梓においても、やはり教文会だとか、それから里山クラブだとか、私も一緒に運動させてもらっているんですけども、やはり稲梓小学校とか稲梓中学校の周辺の整備を一生懸命この地域の人たちが頑張っているんです。お金なんか市からももらっていないです。やはり汗を出し、それでお金もたまにはかかるから、お金もみんなで出し合ったりして、ずっとこの何年かやってきています。やはりその地域の努力だとか、そういうものがあってこそ、いろんなものが運営されていくんだなというふうに私は思っているものだから、やはり市に頼もうというのが今回の条例であるならば、なかなか厳しいんじゃないのかなというふうに私は思うんですけども、その辺提出者は、そんなことはない、俺たちは頑張るんだという強い発言をいただきたいんですけども、どうでしょうか。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8番（鈴木 敬君） お答えします。

まず、ハリスの足湯は2000年から2016年まで、足湯管理組合が費用を負担して維持管理してきました。市からの指定管理費用はゼロというところできっとやってきました。何も最初から全部、市におんぶにだっこでやってきたわけではありません。施設そのものは市がつくりましたが、その間ずっと構成団体が負担してやってきました。ただ、それらの構成団体がもうそれぞれの商店会が成り立つのかどうなのかというところまで追い詰められてきて、年間5万円なり6万円なりの金も出せなくなっている。一番大きいのは、中央商業協同組合の所有である駐車場自体も、維持できなくなって売っちゃうというふうなところまで追い込まれている。中央商店街協同組合も解散しましたというふうなところで、じゃ、それにかわるような組織があるのかなというときに、なかなかそんなには見つかりません。

そういう中でも、やはり私は27年12月の議会の中でも言っていますが、ハリスの足湯施設は、下田のまち歩きには、どうしても必要な施設であるというふうな認識をずっと持っております。今現在でも持っております。何とか残したいというふうな思いがあります。それをどうしたら残せるのかなというふうなことでいろいろ考えて、市とも話し合いをしてきたわけでありまして。

そして、先ほど橋本議員へのお答えの中でも申し述べましたが、東海岸3市5町の中で、足湯に補助金を出していないのは下田市だけなんです。なぜ下田市は補助金を出してはいけないのかと、なぜだめなのかということがあります。どうしても維持していかなければならない、補助金なしでは本当に維持できないんです、無料の施設ですから。無料の施設を維持していくというふうなことはちょっとできません。ですからどうしても、直営にするなり、指定管理者制度にするなりにしても、市の補助というのは必要であると、私はそういうふうに思っております。

もう一つ、おっしゃいました稲梓地区でも住民が草刈りだ何だかんだやっているというふうなところ。それはもう本当にそのとおりだと思います。今まで足湯管理組合が、確かにお金を出して管理組合として維持してきたと思いますが、自分たちが共同奉仕して、掃除したり何だかんだしたわけでもありません。商店と稲梓の人たちの立場が違うといえば違うんですが、そういうふうな形で、とにかく管理をある程度任せて、シルバーなり何なりに任せてやってきたというのが現状です。でもこれからは、先ほど松崎の例でも申し述べましたが、地域の人たち、高校生だとか等々巻き込んだ形で、地域で維持管理していくという方向に持っていかなければ、たとえ市の直営にしても何にしても、永続的に長く続けていくことはで

きないのかなというふうな考えを今持っております。

そういうふうなことも踏まえて、管理運営形態というのは考えていくべきだというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（土屋 忍君） 地域でしっかりやっけていかなきゃだめだというふうに敬議員は思っている、という話は聞いたんですけども、やっぱりこの時点でこういう組織ができている。そしてもう頑張るんだというものがないと、例えばここで可決してみたら、そんなのいなかったよと。それでは我々だまされたような話になっちゃうものですから、やはり、ちょっと今回は厳しいのかなというような判断を私しているんですけども、やはりそういうものを立ち上げるというか、そういう団体が、もうがっちりとしたものがあるんだと、俺たち頑張るんだと。やはりシルバーに頼むとそれなりのお金を払うじゃないですか。そうすると、そのお金がかさんでいってもう厳しいよと。だから、自分たちが朝起きて掃除もするよというのを順番性でやっているんだっいたらいいんですけども、それもできないよ、俺たちはという話では、なかなか厳しいのかなと。これからもそれであれば、もっと厳しくなると思うんです。じゃ、市にやってもらうかという話では、当初の設立以来の我々の受けているのと、ちょっと方向性が違うなというふうに思うものですから、これは、ここでいいですよ手を挙げるのは厳しいのかなと私は判断するんですけども、その辺どうなんですか。今ちょっと話を聞くと、結論はわかっているような気もするんですけども、最後にもう一回お願いします。

〔 8番 鈴木 敬君登壇 〕

8番（鈴木 敬君） 当初から、私たちが残すためには、やはりそういうふうなハリスの足湯の会みたいのものを立ち上げて、会員を募集して、その人たちがある程度の会費も負担しながら、しかしやはり、そういうふうなメンテナンスに関して労働力を行使しながら、そういう形でやっけていかなければ、維持管理はできないのかなというふうなことはずっと思っていました。

そういうことで、ハリスの足湯の会をそういうふうな受け皿にというふうなことで、市のほうとも何回かお話し合いをしたんですが、それは市のほうに受け入れられませんでしたので、現在それは立ち消えの条件になっておりますが、もしハリスの足湯が存続するのであれば、そのときには、また足湯の会が維持管理するための会員をしっかり集めてやっけていくというふうなことは当然考えております。市におんぶにだっこで全部やっけてくれというふうな

ことでもないと思います。

先ほど、地域の人たちの協力が必要だというふうなことをおっしゃいましたが、全くそのとおりだと思います。また商店会も、どの程度の負担かわかりませんが、ある程度は自分たちもお金以外の面でも負担をしていくというふうな意向も若干はあるようにも聞いておりますので、ですから、前みたいにメンテナンスを全部丸投げしていくというようなことはないと思います。とにかくそうしないと維持管理費も膨らんでいくわけですから。

それとやはり何回も言いますが、市の補助がなければ、助成がなければ成り立たない施設であるというふうなことは、何回も申し述べたいというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 7番。

7番（大川敏雄君） 今までの質疑を聞いていますと、結論的にいうと、本来この種の提案は、いわゆるあなたが言ったように、政権交代をしたんだから、執行者がやはり今の時点でどういう判断をするかというのが一番大事だと思います。そういう意味では、この突然の議員提案できても、まだまだ検討が不足している部分が多々あるわけです、あなたが答弁しているように。したがって、私はこの雰囲気は今、市長や副市長も、あるいは担当課長も聞いています。しかも、今日の時点でもまだ撤去しておりません。いわゆる80万円の解体費用の執行はしていません。そういう意味ではあなた自身、この議案は一回撤退をして、そして市長にじっくり、我々も協力するから出し直す。今回の提案は撤回するというのが自然の形だと思います。このまま行ってペけになれば、もうあなたの希望するものはなくなっちゃう。選ぶ道は、もう一度あなたがそういう熱意があるとするなら、ここで三步下がって撤退をして、それで当局も議員も、もう少し根を張った形の協議を進めながら、いわゆる正式な対応をするというのが、これが議員としてのあるべき姿だと思います。

この点については、昼休みがあるから2人で協議をして、そして手続をとると、こういうことにひとつしませんか。

議長（森 温繁君） 質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をとりたいと思います。

午後 0時 3分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

提出者、登壇願います。

答弁をお願いします。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8 番（鈴木 敬君） 大川議員のほうから、今ここでは議案を取り下げて、当局のほうがりあえず残してくれるという状況にしてもらったほうがよいのではないかというふうなご質問をいただきましたが、当局のほうにそれを確約していただけるのであれば、私としては取り下げるのにやぶさかではありません。そういうふうな形で、とりあえず来年度まで、少し解体を延ばしてもらえると状況でありますれば、私としては、この際議案を取り下げるのにやぶさかではありません。

以上です。

議長（森 温繁君） 7 番。

7 番（大川敏雄君） 今の答弁だと、取り下げするのかどうかというのははっきりしないけれども、この時点で取り下げしないならしないと、こういう答弁を。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8 番（鈴木 敬君） ですから、ただいまも申し上げましたとおり、私の今回の議案の提案というものは、とにかく残したいというふうなことであります。ハリスの足湯を残したいということでもあります。ですから、ここで取り下げて残るものであれば、それは取り下げますが、その確約がないときに取り下げて、では当局としてはどのようなことをしてくれるのか、そこら辺は当局のお考えも聞きながら判断を最終的にしますが、とりあえず今の時点では、まだまだ取り下げるといことは申し上げられません。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

4 番。

4 番（滝内久生君） 事務的に多少お伺いします。この条例を提出するに当たって、根拠はこの要望書だとあります、先ほど発言したと思いますが。要望書は直営を望んでいます。この条例は、指定管理を前提としてこの文章の構成がなされています。整合性がとれていませんが、どのようにお考えか、まず 1 点お伺いします。

それから、先ほどから状況が変わったというお話ですが、私にはインパクトとして、こう変わったよというのが伝わってこないという印象ですので、大きく変わった状況の変化を教えてください。

それから、議長。ここで当局にもちょっとお聞きしたいんですが。

議長（森 温繁君） 関係がありましたら結構です。

4番（滝内久生君） 当局にお伺いしたいんですけども、現状から見て、廃止したときの状況から、特に極端に変わったという変化があると思っているかいないかが1点目。

それから、市が全面的に負担することに対する考え方はどのように思っているか。従前より市長は、議会が決定したらそれに従うよとそういうニュアンスの発言をされたと思いますけれども、実際の本心はいかがかというのをちょっと確認したいので、その辺2点教えてください。

先に、私の1点目、2点目を提出者にお答え願います。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） 直営か指定管理者制度なのか、そこら辺のところ曖昧だというふうにおっしゃっていますが、私の条例の解釈でいいますと、3条、4条、5条、6条は、直営を想定したものであるというふうに思っております。「市長が」というふうなことで、市長が時間を決め、料金を決め、そういうふうな形でやっておりますから、これは直営ということであると思います。7条において、指定管理者制度もできますよというふうなことで、この条例は直営も指定管理者の両方を想定しているのではないかというふうに私は思っております。

それと、変化の大きなものが感じられないというふうにおっしゃいましたが、私も先ほどの説明の中でも幾つか申し述べました。

1つ目は、新しい足湯の会を中心とする、そのような民間からも残してほしいというような動きが組織的にも出てきましたと。それで署名活動等々の動きも出てきましたというふうな、これは27年の時点ではなかったことですので。

それと、それに連動するような形で周囲の商店会も、27年のときには足湯に携わることはもう体力的にも資金的にもできないよというふうなところから、何とか残すために自分たちも、どういう内容かわかりませんが、それなりに負担も覚悟しながらというところまで、そして残してほしいという要望書という形で、自分たちの意思を表明したと、これも大きな変化であると思います。

そしてまた、3点目に言ったのは、外部の人たちを中心にした「夏色キセキ」ファンクラブというところが、メッセージの形で嘆願書を市のほうに送ってきてくれた。これは今現在のアニメブームの中で、聖地巡礼というのが全国どこでも行われているという中で、下田もかつてはかなりの方が聖地巡礼に来てくれて、聖地とされる所を幾つも回っております。私の個人的な話ですが、私の喫茶店の中にもノートがあります。「夏色キセキノート」とい

うのを置いてあります。そこに来て、そこでノートを見ながら書き込んだりする人たちが、今でも後を絶っておりません。そのような形で、いろいろ「夏色キセキ」の関係の人たちも来てくれて、それをまた情報発信してくれるということもありますので、その情報の中で、「夏色キセキ」の下田の聖地の一つである足湯がなくなるというふうなことは、大きなダメージになると思います。そこら辺のところも、具体的に「夏色キセキ」ファンクラブの人たちが動き始めたということも、大きな状況の変化だというふうに思っております。

そしてまた、繰り返しになりますが、市そのものも、ポケットパーク構想というものをこれからの旧町内を中心にしたまちづくりの中で、電線の地中化とポケットパークということも旧町内のまちづくりの中にこれから取り込んでいこうというふうな姿勢を顕著に出してきました。ポケットパークというのは、私から言わせれば、足湯そのものもポケットパークじゃないかというようなことですので、そういう意味で、市がポケットパークという構想を打ち出してきたということは、大きな状況の変化であるというふうに思っております。

そして何よりも、何回も言いますが、政権交代です。政権交代、これが一番大きいです、本当に。ですから、新たな施政者が「俺はこういうふうにしたいたいんだ」ということであれば、これは27年12月に決めたことを撤回することには、何もやぶさかではないというふうに思っております、それは。施政者がどのように思うか。足湯をこれからのまちの中でどのように位置づけていくのかというふうなことの考え方次第であると思っております。とにかく、行政の継続性ということはあると思いますが、しかし政権が変わっているんですから、そのための新しい市長なんですから、例えば同窓会の補助金等々についても、あれもやめますよね。やめてもいいんですよね、それは。前に決めたから、ずっとやらなければならないということではないですから、やめてもいいんです。これは必要ないと思えばやめてもいいし、これは必要だと思えば、もう一回復活させればいいんです。そういうものだと私は思っております。それが一番大きな状況の変化だと思います。

議長（森 温繁君） 観光交流課長。

観光交流課長（土屋 仁君） 廃止になってから、現状で変わったというようなご質問でよろしいですね。足湯がなくなった後の影響というような意味……

〔「市が全面的に負担することに対する考え方、それと、市長は議会の決定であれば従うよということだけれども、本当のところはどう考えているのかと、その2点」と呼ぶ者あり〕

観光交流課長（土屋 仁君） すみません、担当課長の立場でよろしいですか。

直営で市が経費を負担するという部分については、これは担当課長レベルの話だったんですが、実は足湯管理組合が解散したときに、結局、要は所有者が変わったわけです。新たな所有者が所有しているわけです。そのときに、いわゆる存続についてお話をしたときに、市がやるのはいいいんだよと。なおかつ地元の商店街の皆さんたちの熱意、協力というものが必要だというお話もいただいたときに、それだったら年間四、五十万円、今後もしかしたら多少水道料がかかるとかというようなこともありますけれども、その時点では、それだったら直営でどうですかと。そのかわり商店街の皆様方も、財政的支援なのか人的支援なのか、そういったことをお願いできませんかというようなことを言った経緯はありますので、私レベルといたしましては、その当時は、直営で市がやってもいいのかなということは思っていたところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 市長。

市長（福井祐輔君） 私の本心を述べたいと思います。

先日答弁させていただいたように、やっぱり民主主義ですから、議員提案は議会で討論されて、多数決で決められるものだというふうに考えています。それが本心です。

それで、なぜ当局側から出さなかったかといいますと、やはり皆さんが感じておられるように、27年12月に廃止条例が出たわけですから、当局がまたそれを復活するというそういう行動は、市民に対して不信感を招くというふうな気持ちが強くて、当局からは出さないということですとずっと来たわけでございます。ここで皆さんの審議を経て、決をとっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 4番 滝内君。

4番（滝内久生君） 持論ですけれども、行政の基本は継続です。それは言っておきます。

それから、例えばこれが当局から再提案されたといった場合、当然議会側としては、指標はなんだと、どういう指標を考えているんだと当然聞きます。指標についてどう考えているのかお答え願いたいと思います。

先ほど、観光交流課長が事情、経過を説明したんですが、廃止当時の、こういう廃止の結論に至った要件が幾つかありました。地主さんの意向だとか、受け入れ母体なくなるとか、意思がないとか。そういうところが主たる要因で廃止という当局提案をされたと記憶しています。そこが変わったということが状況の変化と、今まで皆さんお伺いしていましたけれど

も、それが明確に答えられていないのではないかなということで、そこをちょっと考慮してご説明願いたいと思っています。

1点は、指標……

8番（鈴木 敬君） 指標って何なのか、ちょっと教えていただけますか。

4番（滝内久生君） だって指標といえば、じゃ、足湯ができたなら何人の人が増えて、要するに、この間一般質問やりましたけれども、何人の人が来て、あとは店舗を満足させる率で、経営の力。それが活性化になってくるだろうと。基本は活性化の話ですから、じゃ、これをつくると何人来て、どうなっていくんだよという展開も、当局からこれがまっさらで出てくれば、当然議員としては聞く話ですので、その辺も教えていただきたいと思います。2点。

議長（森 温繁君） どうぞ。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） まず、指標についてです。ここに平成27年度の施設評価調書というのがあります。平成27年7月となっております。そこにおいては、「設置目的によった利用をされている。人が常駐しておらず、利用者数を把握することができないため、利用者数は不明である」というふうに書かれております。ですから、数として何人来てどうのこうの、そしてまた継続したらどうなるかということはちょっと。張りついて人数を確認するというふうな作業がなければできないのかなというふうに思っています。

しかしながら、管理運営上のその他評価項目で、地域商店街による運営であり、地域に根づいたものとして必要と考えているというふうに書いてあります。また地元の負担が過大になる可能性がある場合には、現行の管理運営について検討する必要があるということも書かれております。また、利用者の減少傾向を考慮して、経費の節減を検討する必要があると。利用者が減少傾向であるというふうなことは、大まかに捉えているのかなというふうに思います。商店街関係者の負担金が運営を支えている面が大きいというふうなことも、この施設評価調書には載せられております。そこら辺のところ、私の指標といえば指標かなというふうに思っております。

そして2点目は、状況の変化の中で、新たな所有者の意向に関しましては、先ほどの商店会の要望書の中にも、新たな所有者であるアイキ不動産は、運営することに前向きであるというふうなことが、たしか書かれてあったと思います。「さらに現所有者であるアイキ不動産の代表者におかれましても、復活に対し前向きな姿勢を示しております」と。これは商店

会連盟の要望書の中に書かれたものですが、アイキ不動産の社長とお会いしてお話した中でも、足湯を継続するということに関しては、積極的な意向をおっしゃっておられました。今回、議員発議で条例案を提出しますよと報告したんですが、そのときに、大分議会の中は厳しいなと、アイキさんはそういうふうな捉え方をなされていました。でも、もし提案が否決されたとしても、今度の足湯の一連の行動経緯の中で、こういうふうな動きがあったということは、これからの市の運営にとっても大きな影響となっていくんだろうというふうな、そういう意味のお言葉もアイキさんからいただきまして、今回議案を出すに至った一つの契機となっております。

そのほかには、商店会連盟もたしかこのように要望を出しまして、それなりに足湯の維持管理、運営にも携わっていくというふうな意向を表明しております。直営という形を希望しておりますが、ただ直営だから全部市に任せるということではなくして、商店会連盟としても、それを積極的に応援していこうというふうな姿勢はあると思っております。そこら辺のところは、27年12月とは違った状況の変化であるというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 4番 滝内君。3回目です。

4番（滝内久生君） 所有者は、前は市の直営はだめだよという意向でした。12月の、前の廃止条例のときの当局の説明では、市の直営では所有者はだめですよというふうに伺っていました。議事録を見てください。それから、直営でも地主さんはよいと言っていたのかどうか、それが1点。

それから、指標がないということについては、ちょっと理解しがたいなという、これは意見です。

最後に伺うのは、直営でも地主さんはいいですよというふうに発言したのかどうか。その1点だけお願いします。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） 私が聞いていたというか、捉えていたのは、むしろ民間とか相当が、市から譲渡されたり等々して、そういう形で施設の所有権が変わったら、そのほうがアイキさんにとっては事態が混乱する原因にもなるかもしれないし、むしろ直営で市が所有してくれているほうがいいというふうに私は聞いていたもので、そういう意味で、市が施設を所有していく、その中で管理運営形態をどうするのかということを考えていくということであるというふうに私は理解しておりました。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

5番 竹内君。

5番（竹内清二君） 縷々、他の議員からも質問ございました関連する質問になりますが、回答がやはり不明瞭な部分がございますので、再度の質問になるかと思いますが、ご回答いただきたいと思います。

まずは、政権交代というお言葉がよく使われますが、27年12月の定例会にて議決した議会での判断と、当局の市長が変わったというだけの政権交代という意味では、二元代表制を完全に否定したような発言になろうかと思えます。その点について、12月定例会での決議というものに対して、市長の選挙がどのようにかわったか。二元代表制の観点から、その部分、お答えいただきたいと思います。

そもそも、この足湯が平成12年に設立された経緯を、その27年12月の定例会のときの議論に沿って考えるに至っては、当時の7団体の要望に沿って、あの施設が公金によって設立され、その担保として、運営はその7団体によって行われるということで、平成27年まで運営されたということをお伺いしております。それは12月定例会にてそういった答弁もございませんし、その7団体が徐々に減り、その7団体が運営ができなくなった。だからやっていけなくなったんで廃止するというので我々は可決した、それが議会の決定でございました。

今回、鈴木 敬議員がおっしゃられる状況の変化という言葉を考えるに当たっては、その運営母体がしっかりと担保されたということしか、我々が廃止条例を可決したことの要因をひっくり返す理由にならないと思えます。皆さんからこれまでも質問がありましたとおり、再度、今後の運営母体は、どこがどのような形で運営していくのか、その確約がとれているのかというものをまずお伺いいたします。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） 二元代表制という意味から、政権交代といっても議会は変わっていないんだよというふうなことだと思いますが、本来的には、このような条例案というのは、市当局から、あるいは市長のほうから提出される議案だというふうに思っております。27年12月にもそうでありました。ですから、何回も市長とお会いしてお願いして陳情したときには、政権交代とはっきりは言いませんでしたが、とにかく市長も変わったことであるし、新たに残すための条例をもう一回上げてほしいというようなことをお願いしてきましたが、市長としては、行政の継続性等々のことの中からできないよと。そういう中で、どうやったら足湯が残されていくのか、これからも存続させていけるのかということを考えるときに、市長からも何回も言われました。どうしても残したいのならば、議員発議で条例案を提案しろとい

うふうなことを何回も言われました。さまざまな状況を考えてときに、議員提案以外に、残すだけのそのような方策というのがあるのかどうなのかということ考えたんですが、なかなか見つかりませんでした。それで今回議員発議という形で、新たな条例として、中身はほとんど前の条例を同じようなものですが、新たな条例として提案し、何とか残してほしいと議会のほうをお願いをしているところであります。ですから、議会として状況の変化等々も加味しながら、今の時点で足湯を残すのか、壊すのかということを経議会のほうでお決めいただきたいというふうに思います。

運営母体なんですが、運営母体は、そもそもこの建物、施設は、市の施設であります。そして、ただし底地は中央商業協同組合の所有する中央商店街駐車場の一角にありました。そういう中でずっとやってきたんですが、その所有者である中央商業協同組合が、駐車場施設を売り払い、自分たちも組織としては解散してしまったというふうな中で、しかし建物、施設としては、市の所有として残っているという状況のなかで、じゃ、どのようにして残していくのかというときに、当然運営母体は考えなければならないんですが、とにかく市の所有であるというふうなことで、何回も言っていますが、今回提案した条例案も直営か、あるいは指定管理者制度、市の施設で公の施設で直営か、あるいは指定管理者制度で運営していくというふうな形を今現在考えております。じゃ、その中身はどうするのかというようなことに関しましては、直営だとしても、メンテナンス等々に関しては、先ほどの土屋 忍議員の質問からもありましたが、全部市におっかぶせるのではなくて、やはり地元の人たちが応分に負担しながら維持管理していくというふうな形が望ましいのかなと思っております。指定管理するためにはどうすればいいのか、指定管理の対象となるような組織があるのかどうなのかというふうなことに関しましても、例えば公共的な施設でなければだめだよというふうな、市からのそういうお話もありまして、観光協会とか会議所等々も考えて働きかけたこともあります。やはり運営費の負担等々のことから、自分たちが自分たちの予算の中から維持していくのは、そういうふうな形で指定管理者になるのは難しいということもありましたので、そこら辺、じゃ、指定管理者はどうするのかということに関しましても、これからいろいろお話ししていかなければならないのかなと思っております。例えば、市が運営費に関しまして、観光協会なり会議所なりに、これは別枠の予算だということで補助金としてやれば、それはある意味、会議所なり観光協会も指定管理者になってくれる可能性はあると思います。しかしやっぱり、そこにもハリスの足湯の会等々も応援しながら、一緒に維持管理していくというふうな形があるかと思っております。

とにかく、運営母体がどうなるのか。所有権は今現在もこれから市にあると。その中で誰が実際に日常的な維持管理に携わっていくのかは、これはこれから考えていくことであるというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 5番 竹内君。

5番（竹内清二君） 今お話をいただいたのは、こうなればいいなというお話を敬議員からの私感も含めていただいている認識するのであれば、1年半前も、多分同じ議論をしていたのかなと思います。さらには観光交流課長の先ほどの答弁を考えるに、27年度の時点、12月の議決の前から、相当地元の運営者の方々、あるいは協力団体と思われる方々との再三の協議の結果、12月の提案という形になっているんであるのかなと思いますし、その後1年半をかけて今、鈴木 敬議員がおっしゃった形が、まだ具体的に組織されていないという現実からして、この地域の運営というものが非常に難しい中、鈴木 敬議員は提案なされたということであるならば、可能性としては直営の可能性が圧倒的に多いと思うんです。

そもそもの先ほどの話になります。設立の経緯を考えると、果たしてそれが、公金を、下田市全体のお金を使ってやるべきものなのかどうかという性質は、しっかりとした議論が必要だと思います。ただ、今回のこの提案によって述べられることではなく、どのような形で観光誘客につながって、先ほど言った指標がしっかりとでき上がらない限り、公金を使う性質のものではないと私は思うんですが、その点はまずいかなものか。指標がない状態でご提案なされていること、それを直営にしようと思いがどのような形で今回の提案に結ばれているかどうか、まず1点お伺いしたいのと同時に、先ほど市の所有地の経緯も、提案者、鈴木 敬議員からもお話がございました。現在市内の不動産業者さんが持っている民地という形になっております。この民地に対して、鈴木 敬議員が直接お会いして出されたという経緯を先ほどお伺いいたしましたが、観光交流課長もその後、今回の経緯に至ってさまざまなアプローチをなされていると思いますが、当局側から、その周囲者の意向はどのような形になっているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） 指標というのは、ですから私が見るところでは、施設評価調書にのって判断するわけですが、要するに、人数の確認は市のほうもしてありませんというふうなことです。経費等々のことに関しましては、収入・支出に関しては載っておりますが、何人来たのかというようなことは、タオルが240枚ぐらいたというふうなことは出ていますが、それ以上のタオル購入者以外の人たちが何人来たのか、あるいは市民が何人来たのかと

ということに関しては、この施設評価調書には載っていません。それ以上にどのような指標があるのかは、ちょっと私のほうとしては把握しておりません。これから、もし存続することになったら、そういうふうな調査もある程度の期間を置いてやっていく必要があるのかなというふうには思います。

議長（森 温繁君） 観光交流課長。

観光交流課長（土屋 仁君） 私どもと所有者の方との間の話の内容につきましては、27年の廃止を議決いただいて、それからもう解体撤去に向かっていくというようなことでお話をさせていただいております。今回もちょっと私どもの解体が遅れてしまったという部分もあるかと思いますが、当然今年度中には解体撤去して、更地にして返地するというお話をさせていただいているところです。

以上です。

議長（森 温繁君） 5番 竹内君。

5番（竹内清二君） ありがとうございます。

ということで、所有者の意向の、観光交流課長がもらえているニュアンスと鈴木 敬議員がもらえているニュアンスというのは、やっぱり若干差があるのかなという感じは否めません。そして、鈴木 敬議員がおっしゃられる市の直営でやる公金の意義というものが、余りにも、今まで公金を全く使わずに行っていたその調書というものを参考にしているのであれば、本来行政が担う、公金を使う事業としての調書とは、ちょっとなり得ないのかなというニュアンスは感じられます。

そして、これ最後の質問になるんですけども、私は個人的にはハリスの足湯、あってほしいです。これは個人的な意見です。なぜならば、私は旧町内に住んでいるから。そして「夏色キセキ」のファンであるから。ただそれだけの観点で、個人的には思いますが、議会の運営として、市の今後の運営として、今後このまちをどうやった形で観光誘客に結びつけていくか。なおかつ旧町内の市街地をどうやった形で活性させていくかということを考えると、今市長がおっしゃられて、今回の一般質問でも再三出ておりましたポケットパーク構想、これが今後の市の旧市街地、中心市街地の活性、まちの周遊というものに大変大きく寄与するものであろうかなと思っております。

鈴木 敬議員が27年12月の議会で、廃止条例への反対の意見としておっしゃられている最大の理由は、町なかに人が集まらなくなるからということをおっしゃっておりましたよね。今回の市長のこの提案、構想というものは、町なかに人を呼ぶ、集客をする構想なんです。

その部分に、今までハリスの足湯で培った市民のニーズ、あるいは市民の声、足湯の重要性というものを組み込んでいただく。こういった次のステップに移るといってお考えはないのでしょうか。あくまでもハリスの足湯1点に絞って、今回の条例というものにこだわっていくのでしょうか。その点、最後にお伺いしたいと思います。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8番（鈴木 敬君） ポケットパーク構想に関しましては、私は反対ではありません。そういうふうなものがつくられるといいなと思っております。ただ、11カ所の候補地の中の一つに、これもこんなところで言っているのかわかりませんが、私の家の前の駐車場がありまして、そこがポケットパークになったら、私の店は立ち行かなくなります。

そういうふうなこともありまして、非常に公のところを考えると、ポケットパークもなかなか難しいところに。民地であれば当然地代、例えば車5台分のところであれば、5台分の地代が要求されてくるようなこともありまして、ポケットパークというのも、本当にいいアイデアだと思いますが、実行していくためには、かなり難しい面もあるのかなというふうに思っております。

それよりも、私から言わせれば、今あるハリスの足湯は、ポケットパークじゃないのかと。あれこそ既存のポケットパークじゃないのかと。それを壊して、その後ポケットパークをつくりますというのは、論理が一貫していないんじゃないかというふうに私はそう思っております。ですから、これからポケットパーク構想を展開していく上でも、まず今あるポケットパークをしっかりと存続させていくということは、必要であるというふうに思っております。これなくして、どうしてこれから先のポケットパークをつくっていくことができるのか、こういうふうなんだよという形で市民にどのように説明ができるのか、非常に私としては疑問に思っております。

また、先ほども述べましたが、いろいろな動きも出てきまして、商店会も、私が聞いた範囲であれなんですが、伊勢町に新たなそういう事業を起こそうとしている。そのときにも、やはりその目の前にポケットパークがあったら、より周辺の誘客力も高まるんじゃないかというふうなことを商店街連絡会長さんからもお聞きしたりもしていますので、ぜひともそこまでは延ばしてほしいというようなことも、そこまではとにかく、足湯をなくさずに残しておいてほしいというようなことも言われておりますので、そういう面も含めまして、ポケットパーク構想を実現していくためにも、今ある足湯をまず大事にしていくということは、非常に大事なことだというふうに思っております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 大変私は、この市民要求とこのハリスの足湯の問題が混迷をしていると、混乱をしていると、一言で言って、言えるんじゃないかと思うわけです。混乱の原因はどこにあるか。市当局の責任が大であると。これは大川さんの発言に代表されているんじゃないかという具合に思うわけです。そして担当者の課長の誠意をこの期間、感じているわけでありまして。一昨年12月の議会で条例が廃止されて、28年度の新年度予算で廃止が決定されて予算化もされていると。80万円の予算もついていると。それを執行してこなかった、今日まで。間もなく1年間かかろうとしている。やはりここには、担当者の誠意があるなど見てとれるわけです。議会も市長もそれを廃止しなさいと、こうやってきたにもかかわらず、今日までなぜそれを廃止してこなかったのかと。これはやっぱり、市にとって必要なものだと。何とか存続する手はないのかと。この期間そういうことを考えてきたんだろうと思うわけです。そうでなければ、今日のこのこのこういう議論はないわけですから。なぜこういう議論があるかといいますと、担当者としての誠意がそこにある。こういう具合に私は言えるんじゃないかと思うわけです。それで、昨年12月の、そのように提案者も考えているのかという点が第1点の質問であります。

そして、提案の内容は、足湯を明日から市営でやれと、こういうことではない。3月31日までに、今議会はそれを廃止しなさいということを決めている。市長もそのとおりにやろうとしている。このまま座していれば、足湯は解体されてなくなってしまうと。これを何とか食いとめて存続していただいて、どうしたらいいかを議論する時間をいただきたいと。ここに真意があるんじゃないかと思えますけれども、そういうことなのかどうなのか。そういうことであれば、皆さんが質問している直営だとか、あるいは指定管理じゃなければだめだとか、こういうことではなくて、そういうことを決めていく時間の余裕をいただきたいと。こういう具合に言っているということになるかと思えます。市民からの要望があるわけですので、それをどのように調整をして、要望に応えられないなら、応えられないような形で納得をしていただくのか、こういうことが時間として必要だろうと思うわけです。

ですから、そういう意味では、ぜひとも市長にもお尋ねしたい。そういう時間をぜひとも持っていただきたい。3月31日前に解体するというのではなくて、協議をしましょうと、市民の要望もあるから。それは要望どおりに行かないかもしれないけれども、そういう時間はとりましょうと。せめてこういう姿勢を市長のほうにお願いをしたい。どうだろうかとい

うのがもう一点の質問の内容であります。

さて、この経緯を見ますと、私は議会にも大変な問題があったと、こう指摘せざるを得ないと思います。下田市足湯施設条例の廃止は、どのように理解をすべきか。皆さんはハリスの足湯を廃止するんだと、こう言っておりますけれども、内容は下田市足湯施設条例の廃止であります。海水浴条例は見ればわかりますように、海水浴場は幾つもあります。やがて下田市にとって足湯は必要なので、新たにつくるかもしれませんよと、そういう前提のもとでこの条例はでき上がっているわけです。したがって、ハリスの足湯条例ではないんです。観光地下田にとって、温泉地であるこの下田にとって、足湯は一つのイメージとして必要ですよ。駅前にもありますよ、海遊公園にもありますよ、町なかにもありますよ。熱海には駅前に大きな、そういう噴水や足湯がありますよと。市もお金を出していますよと。そういうものとしてこれがつくられているわけです。

〔発言する者あり〕

13番（沢登英信君） 何ですか。後ほどまた来てご質問ください。ちょっと意味がわかりませんので。

それで、先ほど大川さんが撤回したらどうだと。しかし、それは市長に権限があるわけですから、そういう余裕と時間を与えますよということを市長が言ってくださるなら、それはこの条例を無理押しするということは、恐らく提案者の意図ではないでしょうから、余裕をいただいて、議論をする時間をください、それこそ民主主義の精神、本来の姿勢だろうと思うわけです。ぜひとも市長にそういう姿勢をとっていただきたい。この混乱を上手にまとめて、誰しものが不満がないように。ああよかったなと、こういうことができる権限を持っておりますのは、市長と当局しかない。しかも観光課長は、それに協力しようという姿勢を見せて、市長は廃止すればいいなんて言っていたら困るなというような顔をしているわけです。そこをぜひとも、まず部下の課長の真意をくみ取っていただきたいと思います。

それで、平成27年12月8日に産業厚生委員会で審議をして、これが本会議で否決されるという経緯を踏んでいるわけです。小泉議員が委員長さんで、議事を取り仕切っているわけですが、この審議会にはどなたも呼んでおりません。課長と委員のみでやっております。したがって、所有者でありますアイキ不動産の相馬さんと呼んだわけでもない、廃止を望んでいるという田中 豊さんと呼んだわけでもない。議員と課長の提案で決定をしたということになっております。したがって、その議事録を照会をしていただきたいと。この議事録に間違いがあるというなら、委員長自ら、小泉さん、指摘をいただきたいと思います。

先ほどの小泉さんの発言の中には、僕に言わせれば大きな間違いがある。その間違いは誰も呼んでいないということでもあります。「当局の説明は終わりました。質疑のある方は挙手をもってお願いします」と、小泉さんの仕切りでございます。橋本智洋議員が、「3月31日までは足湯管理組合で管理を実施するのか。また管理したいという話になった場合は可能なのか」と、こういう質問に対しまして、土屋 仁観光交流課長は、「今年度いっぱい管理してもらえるが、3月31日をもって解散ということになります。新たに管理したいという話になった場合は、公の施設となりますので、直営、もしくは新たな指定管理者となります。指定管理に関しては、一度指定を取り消しておりますので、新所有者の意向と足湯管理組合、または新たな構成団体をつくっていただくか、直営となります」、直営となりますと明確に答えているわけです、課長は。「新所有者の意向が強いため、難しいかと思えます」と。新所有者の意向というのは、解体をしてならしてくださいという具合に、この当時、土屋課長は理解をしていたということが後ほどの答弁で明らかに出てまいります。「ほかにありませんか」と。進士濱美委員が「ハリスの足湯はまち歩きのシンボルで、廃止は寂しいが何とかならないのか。こういうことで収支の明細をもう一度明らかにしてほしい」と。こういう経緯を踏みまして、収支については、26年度の足湯管理組合の決算ですが、収入が51万6,986円、支出が41万444円、差し引き10万6,542円と。これが27年度の繰り越しです。優良に管理されていた。10万円もの繰り越しがあったということは、この時点で決算上明らかになっているわけでありまして、収入の内訳ですが、負担金が33万円です。これを5団体でしています。それからタオルを作成して販売していますので、それが2万4,800円、利息33円、25年度の繰越金が16万2,153円という内訳になっております。それから清掃センターに清掃をお願いしていますが、清掃費が10万3,880円。水道電気料が4万6,053円です。温泉使用料が17万6,148円で、温泉の権利料は、下田市と温泉組合で契約してかかっておりません。消耗品が270円内外です。事務費が3,568円、事務委託が3万円、これは商工会議所の委託となります。議長（森 温繁君） 簡潔にお願いいたします。

13番（沢登英信君） 質問しているんですから、十分やらせてください。この一般質問で全部やるって言っているわけですから。

タオル製作費が2万2,372円と。26年の決算になると、こういう具合に課長は答弁しているわけです。「一番の問題は清掃ですか」と濱美議員は聞いております。「一番の問題は負担金の支出が困難であるということです。現状33万円を5団体でということですので、1団体6万5,000円です。今年度中、中央商店街協同組合が抜けたことで1団体減り、負担金が

増える。後々この負担金増加が見込まれるということで、これ以上負担金を払うのは困難だという結論に至ったということです。30万円あれば直営という方法もあるわけですが、30万円を負担したとしても、どうしても商店街の方々の協力が必要となります。しかし商店街の方の承諾が得られなかったということです」、課長はこう答弁しているわけです。課長はこの施設は必要な施設だと。しかし、指定管理者の皆さんがお金が出せないから、廃止もいたし方ないんだと。しかし、この30万円については、そんな大きなお金ではないので、市が負担して直営ということも考えられますよと。しかし、直営でやるという提案をしても、受けとめてくれなかったので廃止をしますよと、こう言っているわけです。「他にございませんか」。増田委員が発言をされております。「増田 清委員」。本会議では、今管理している指定管理者が管理できないという話があったわけですが、今の課長の説明で、新所有者が余り継続していたくないというような話があった。そのあたり、土地の所有者の意向はどうなっているのかと、こういう質問を増田さんはされております。土屋観光交流課長は、新所有者が地元の熱意を求めており、地元は廃止もやむを得ないとの結論を出し、その意向を受け、当課もやむを得ないとして、議案を提出したものでありますと、こう答弁を委員会の中でしているわけであります。したがって、課長の判断は、観光地下田にとって足湯は不必要だという判断はひとつもしていない。そして議員の皆さんも、足湯が不必要だという判断は一人もしていっしょらない。経営するための費用がないから、指定管理者がないから廃止するしかないんだと、こういう結論を出したわけであります。

しかし、今日に至って、これが4人の元組合員の方々が要望書の中で、復帰してください、市が直営でやってくださいと、こういうお願いをして、15にわたる各商店街や商店団体の人たちを含む人たちが、まさに東西本郷、旧町の商店街を代表する皆さんが、市長にこの足湯を何とか残していただきたい、こういう要望を出したという結果になっているわけです。大きな変化じゃないんですか。中央商店街の駐車場をアイキさんに買ってもらうためには、更地にしたほうが買っていただきやすいでしょうし、そうしてもらいたいと、当時は商店街の皆さんの気持ちがあったと思います、役員の皆さん方の。それらのものを課長としても酌まなければならないという立場もあったと思います。しかし、それらが今日、田中 豊さんを初め、この商工会議所の代表者、なくなってもいたし方ないという判断をした人たちが、また再度、残してくださいという気持ちになって要望書を出された。一度出した結論を自らそれを覆すというのは、議員と同様この人たちも、そういう意味では苦しい選択をして、下田市のためには、やはりそういうものがあつたほうがいい、こういう結論を出したのではな

いかと僕は思うんですけれども、敬議員はそこのところ、どのように判断をするのか、お尋ねをしたいと思うところでございます。

温泉地下田にとって足湯というのは、どうしてもイメージアップをするために必要なんだと。それは下田市だけではなくて、この近在みんなそういう措置をとっている。伊豆半島一つの温泉地だと、こういうイメージをつくるためにも、ぜひとも必要な施設だと、こういう具合に私は思いますけれども、敬議員の見解もあわせてお尋ねをしたいと思うところであります。

昨年の28年度予算におきまして、ハリスの足湯を撤去する予算措置がされているわけであります。撤去工事は、市当局はしてこなかったわけです。やはり私は、この課長と市当局の姿勢を大変評価するものでありますけれども、ただ単純に仕事が忙しくて、この仕事を棚上げして放置しておいたのか、一定の配慮をしてこういう結果になったのか。私は一定の配慮のもとにこういう結果になったと。課長のところにも何人かの方々、市の商店街を代表する方々が、陳情や意見交換にいらしているのではないかと思います。どのような要望があったのか。そしてこの期間、そういう団体の皆さんとも、課長は協議会を設けていようかと思いますが、それらについての見解を表明していただくと、大変ありがたいと思います。

まさに、この経過を見ますと、市当局の市民意見の見間違い、大きな間違いがあったということ指摘せざるを得ないと思うんですけれども、敬議員、その点はいかがでしょう。大きな見間違いがあったのではないかと。その見間違いの内容は、今申し述べてきたところでございます。

この公の施設というのは、本来市がつくって市が直営で行うものです。市内にも幾つかの公衆トイレがございます。観光地として必要な施設であろうと思うんです。公園の中にもそういう施設をつくっております。公の施設として必要だからそれをつくっているんであって、トイレに何人の人が入ったから、金もうけになるからトイレをつくるんだと、こんな議論がどれほどおかしいか、議員自身が理解していないというのは、まさに残念だと。そのことを市当局も、公の施設というものがどういうものかということの理解のない副市長の見解は、まさに改めていただきたい、こう思うわけであります。自分のうちの周りに道路がある。県や市の道路であれば、それぞれの行政が整備をする。その道路を掃除して、お客さんに快く来てもらうというのは店主の務めかもしれません。しかし、道路を直しそれを管理するのは行政ではないですか。敬さん、そこら辺はどう考えたらいいんでしょうか。

質問された人たちの意見が正当な議論なんではないでしょうか。収入を考えると、何人使ったかデー

タを示せ。何人使ったかデータを示せは、今まで市が管理してきたんですから、市のデータしかないことは明らかであります。議員であれば、自らそのデータを取り寄せて、見てどうなっているか調べるのが、議員としての責任ではないかと私は思うんでありますけれども、敬議員はどう考えるんでしょう。敬さんが調べてあげて教えてあげるのが敬さんの任務でしょうか。私はとんでもないことではないかと思えます。

まさに今日の状態は、足湯の休止状態です。足湯はすぐ復活できる、温泉さえ入れれば。それは腐っているところもあるとあって、先日見にいってくださったようで、修理も必要なところもあるでしょう。しかし、基本的には、すぐそのままそれを使うことができる、こういう現状にあるという認識でしょうか。私はそういう具合に考えておりますが、したがって、条例を廃止しましたけれども、廃止して撤去する予算まで組んである。それが撤去されないで今日までであるというのは、まさに条例の観点からいえば、条例を実施しない、予算措置を実施しないで休止している状態にあると。条例を廃止しなくても、ハリスの足湯を休止しておけばいいという状態だと、私はこういう具合に考えるんですけれども、そういう事態だという具合に理解してもいいんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

そういうことで、判断問題であると思うわけであります。ハリスの足湯のほかに設置することは、先ほども言ったように、予定されている条例でありますので、この条例を廃止してしまったという当局者、課長の責任というのは、やはり問われてしかるべきではないのかと、廃止してよかったのかと、休止でよかったのではないのかと、こういうことがあるんじゃないかと思えます。

次に、市民からの問題としまして、これは市の施設であります。底地がご指摘のように、中央商店街の、20年当時は駐車場の一部を提供してつくられたものであります。しかし、これが販売されることによりまして、民間の方の所有になりました。そしてこの方の、アイキの相馬さんの見解は、当初更地にして返してほしいと、こういう意向が強いような理解を示していたかと思えますけれども、実際アイキさんに会って話をしてみますと、私としては足湯をそのまま存続していただきたい。しかし市が直接かかわってくれなければ、これが民間の人たちに譲られるということになりますと、権利問題が複雑になってもめることがある。そういうことでは困るので、市が従来どおりかかわってくれるのであれば、どうぞお使いになってくださいと、むしろ使ってほしいと、こういう具合なことを言われている、こういう具合に思うんですけれども、敬さんはアイキさんとお会いになってお話をしたということで、こういう理解でいいのかどうなのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

そして、駐車場にとりましては足湯があったほうが、それは使う人にも便利だと。ぜひとも足湯を残してほしい。残すためには費用が必要だと。温泉料が年間17万円もかかっているようなので、この温泉料をゼロにしてもらおうような方策はないかということで、自ら下田温泉組合に行ってお話し合いもしたというようなことを聞いておりますが、これも事実でしょうか。そういう姿勢をアイキさんは示しているのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

このような指摘をさせていただきますと、市当局が自らの判断の間違いを、まさに市長は議会に委ねると。そして議会で議員提案で条例を出されるということは、市当局にとって不名誉なことであると、こういう認識が全くないんじゃないかと、こう思うわけです。市長、不名誉なことなんですよ。市長がやろうということに対して、何人かの議員がそれは待ったと、これはおかしいじゃないかと意見を言うだけじゃなくて、条例まで出してそれを議会に諮ろうというこういう事態というのは異例なことですよ。年がら年中あることではありません。そのような状態に、むしろ議員を追い込んでいる副市長や市長の責任というのは、僕は重大だと思うんです。議論をすれば、納得し合意を見つけられる場所は出てくると思うんです。そういう努力が不十分で突っぱねた結果、このような、議員が議員提案すればいいんだということになったという具合に私は理解をせざるを得ませんが、その点は市長はどういう考え方か。そして鈴木 敬議員はどういうお考えか、これもあわせてお尋ねをしたいと思います。

今日、足湯条例を提案しなければ、ハリスの足湯が3月31日までに更地にされてしまう、こういう事態を何とか先延ばししてほしいと、こういう理由で出されたんだということをぜひとも市長にご理解を重ねてお願いしたいと思うわけであります。

そういうことでよろしいかと。鈴木 敬議員の一方では、直営でやらなきゃだめだよという要望書も出ているわけでございますので、そこら辺の見解はどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

さて、6点、7点にわたりまして、事情が変わったということを鈴木 敬議員は申し述べられてまいりました。それは地元の存続要望が出されたということではないかと思うわけであります。それで、皆さんのお手元にもあろうかと思いますが、存続の要望書を紹介したいと思います。平成28年5月10日付で、ハリスの足湯存続を願う住民の会代表、森 秀樹、下田市三丁目3-1、電話番号も記入されたものが出されております。5月10日といいますと、これは選挙前でございます。市長選挙の前の日付であります。森さんは、まちづくりにとって足湯は必要だと、こういう思いから署名を集め、楠山さんが市長のときでございますが、

署名を集めた。出したのは28年7月12日なっておりますので、福井市長が就任をされた後に出されたと、こういうことだろうと思います。そして、森さんの話によりますと、福井候補からも署名をいただいたよと、こういうことを聞いております。

要望書。観光客、市民の交流の場として定着している感のあるハリスの足湯は、下田市の中心市街地活性化推進を図るべく、平成12年に設置されました。通りになじんだ姿として観光ガイド冊子や観光マップに紹介され、利用者は期待目標にほぼ達していました。森さんの見るところでは、利用者はいっぱいいたよとこう言っているわけです。しかしながら、長引く経済的疲弊から、管理運営6団体の一部は経費負担からのき、3月議会で廃止が決定しました。あとは設備取り壊しを待つばかりと聞いています。一方で、ハリスの足湯周辺の住民や商店、観光業者関係者の本音として、小さいながらも名前の示す、ほっこりとした癒やしの場が消えたという喪失感が強くあるのです。廃止の張り紙を見て立ち去る観光客も毎日見受けられます。観光地に当たり前のよう提供されている足湯設備が中心地からなくなることは、地域衰退のイメージを想像以上に強く与えてしまっていると感じます。運営経費は無理な額ではないと思います。ですが、ここをぜひとも工夫していただき、足湯の存続を強く早急に願うものです。周辺住民としましても、改めに多くの方々に理解を求め、中心市街地のともしびの大切さを訴えていく所存です。再度の検討のお手数は重々承知した上で、ご配慮いただきますよう切に要望いたします。という文書が出ておりますが、これは先ほど敬議員が紹介した文書と同じものでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

さらに、28年11月29日には、同様に要望書が出されているわけであります。これは存続を願う住民の会ではなく、ハリスの足湯の会会長、森 秀樹さんとなっております。18日の日に商工会議所で、ハリスの足湯の会の会則をつくり会が発足する。会長や副会長や役員が定められる、こういう経緯の中で、要望書と署名活動が始まったと、こういう具合に理解しておりますが、これで間違いがないかお尋ねをしたいと思います。

その要望書の内容は、先ほどの要望の内容とほぼ文案的には同じものでございます。そして、経費は無理な額ではないので、ぜひとも工夫をしていただき、市の施設として存続を願いたいと、こういう内容が11月にも署名簿を添えて出されているわけであります。まさに商店街やそれにかかわる人たちだけではなく、市民有志の人たちが、この存続の会をつくって、会費まで集めて、そして寄附金まで集めて、運営する費用を蓄えて、そしてハリスの足湯の存続に乗り出そうと。こうして市当局と交渉してまいったと思うわけであります。

しかし、このハリスの足湯の会は公の団体でないので、指定管理をやらせるわけにはいか

ないと、こういう答弁を副市長や市長はなさっております。地方自治法を読めば、ハリスの足湯の会が公の団体に含まれることは明らかではないでしょうか。婦人会であろうと、青年会であろうと、利益団体や一部の人たちの利益に請わない公共のために活動をしようというのは、地方自治法の中では公の団体として認めているわけです。こういう事実も読み解かずに、公の団体ではないので……

議長（森 温繁君） 質問者をお願いします。

質疑の途中ですが、簡潔に休憩をとりたいと思いますので。

13番（沢登英信君） 休憩をとってください。休憩をとって次にやらせてもらいますので。

議長（森 温繁君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時12分休憩

午後 2時22分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

質問者は続けて質疑をお願いしたいんですけども、簡潔になるべくお願いしたいと思います。

13番（沢登英信君） 質問の内容が大変多くて、簡潔にこれ以上できませんので、ご辛抱をいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 時間を制限することができますので、お願いします。

13番（沢登英信君） 時間制限など、聞いたことがございませんので、民主的な運営を議長に求めたいと思います。

議長（森 温繁君） 会議規則56条にありますので。

13番（沢登英信君） まだ質問の半分も言っていないので、よろしくお願いします。

ハリスの足湯のこの施設を廃止した後、当局はどうしようとしたのかと。これは議会が廃止したので、取り壊すのではなく、誰かもらい手がいないものだろうか。廃止するための80万円の経費を使わなくて、もらい手があれば、これは議会も納得をしてくれるだろうと、こういう具合に考えたのではないかと思いますけれども、鈴木 敬議員はこの点をどのように認識しているのかお尋ねをしたいと思います。また課長には、私が指摘したような形で間違いがなかったのかどうなのか。しかしそれは、議会が決めた内容とは違う内容です。どなたか公共的な団体にこの足湯を譲渡すればいいと、そのような議論は議会の中では一度もしていないと。廃止をするのみだと、こういう決定であったにもかかわらず、そういう意見が

出てきたのではないかと思います。そしてその経過の中で、ハリスの足湯の会が存続されましたので、そうであれば、このハリスの足湯の会にこの市の施設を譲渡、あるいは借用というようなことはできないのかと。土地所有者は市がかかわってくれませんかためですよ、こういう条件もついていますので、市にかかわってもらって、その使用权はハリスの足湯の会に譲ってもらえないだろうか、こういう交渉を鈴木さんを初め、したのではないかと思います、その交渉の結果がどういうことになったのか、お尋ねをしたいと思います。

私の理解のするところでは、副市長の理解で、それは条例がなければできないと。しかもハリスの足湯の会は公の団体でないので、譲渡も利用もさせることはできないと、こういうことで、議員提案で条例を制定するしか道はないんだと、こういう筋道を当局から示されたら、こう理解をいたしますが、これで間違いがないのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。そして副市長には、そのような解体するというのが議会で議決したにもかかわらず、それを譲渡するというような検討をしたという事実はあるのかないのかと。どうしてそういう検討をしたのか、お尋ねをしたいと思います。

このような見解を森 秀樹会長は、議会に傍聴に来て聞かれたと思うわけであります。要望を受け入れて、意見が違っても合意点は見つけていこうと、こういう姿勢が当局に全くなかったのではないのかと、こういう具合に私は思うわけでありますけれども、これまた、当局及び鈴木 敬議員の認識するところをお尋ねをしたいと思います。

次に、市長はポケットパークは歴史のまち散歩づくりに必要であると、ハリスの足湯はポケットパークと違うと、こう考えられているようであります。確かに名前は、ハリスの足湯とポケットパークは全く違う名前であろうと思います。しかし、地元の方々がそこで足湯につきり、観光客の皆さんがそこに寄ってくださって世間話をする。「下田はいいところだね」、「桜がきれいに咲いていますよ」、「ここはこういう施設がありますよ」。地元の人たちと交流をする場所、休憩をする場所、その機能は全く、市長が提案しているポケットパークそのものであると思うわけであります。

そして、土屋 忍議員のほうは、そうであれば、このハリスの足湯をポケットパークの場所として、足湯も含めて作りかえたらどうかと、こういうことを当局にお願いしてみたらどうかと、こういう提案もされたと思うわけでありますが、これらの提案を鈴木さんはどのようにお考えになるのか、そしてまた、市長は受けとめられるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

まさに、この条例で決められたとおりに運営されなければだめであるというような観点で

なくて、何とかハリスの足湯をこの3月31日で壊すことなく存続させる道はないのかということを追求する時間をいただきたいと、こういう理解でよろしいのか、重ねてお尋ねを鈴木さんにしたいと思うわけであります。

平成29年度の施政方針のページの8ページにおきまして、福井市長は、下田市を再興することは、本年度を変革元年として全力を傾注する所存であります。下田を再興することは、一朝一夕にできるものではありませんが、常に市民の心を我が心として諸課題を着実に解決するよう、市職員とともに一丸となって邁進する所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位の市政に対する温かいご理解とご協力をお願いするものでございますと、このように表明しているところでございますが、この見解について、鈴木 敬議員はどのようにこの問題を捉えてお考えになるのか、お尋ねをしたいと思います。市民の心を我が心とするのであれば、この要望書を受け入れるという態度が、どういうわけで市長の心の中に生まれぬのかと、こう大きな疑問を持つわけであります。そういう疑問は、鈴木 敬議員はお持ちになっていないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。鈴木 敬議員と市長は、大変親しく、仲もいいのではないかと私は理解をしているところでございますので、重ねてお尋ねをしたいと思います。

さて、ほぼ論点は述べさせていただいたところでございますが、どうしても一昨年12月議会の結論が、市長さんも議員の皆さんもこだわって、一度出した結論を覆すだけの理由がないと、こういうことで議員提案は否決だと、難しいと、こういう発言が多く聞かれているわけであります。そこで、12月議会本会議におきまして、鈴木 敬議員と私は、反対討論を述べました。その内容を皆さんに振り返っていただくために、紹介をしたいと思います。

「議第68号 下田市足湯施設条例を廃止する条例の制定について、これは産業厚生委員会でどのような議論がなされたのかお聞きします」と、敬議員はまずこう切り出しております。「本会議の質疑においては、足湯を維持していくための管理組合が当初6から4に減り、しかも、それぞれの商店街だとか等々の組織が、もうこれ以上は金銭的にも人の問題でも、管理するのが難しくなったというようなことで、その前提としてあるのは、伊勢町の中央駐車場ですが、これは民間の不動産屋さんに売却されてしまったというふうなことがあって、やむを得ないものとして足湯を廃止するんだというようなことを説明を受けたんですが、そのときに、じゃ、どのぐらいの経費がかかるのかということをお聞きしたら、足湯組合としては、収入が51万円で、支出が41万円だと。そのうち30万円強を管理組合が負担しているとい

うふうなことでありまして、わずかと言ってはなんですが、30万、50万のお金が負担できないから足湯をなくしてしまうということになって、なので私はすごく疑問に思っております」と。この気持ちは今も変わらないでしょうか。「今、下田市の中央、中心市街地、その核をなす下田市の中心商店街、もう本当に衰退の極みに達しようとしております。そのままやむを得ないといって、このような町なかから誘客するための施設をどんどんなくしていくというようなことは、本当に下田のまち、中心市街地が、もう壊滅的になってしまうというようなことになると思います。何とか足湯施設を維持していけないのかというふうに、そのために市のほうとして、関連する管理組合のそれぞれの組織の方たちが、もうどうしようもないというふうなことであるなら、これにかわるようなものを市のほうである程度時間をかけて、維持管理してくれるボランティアなり何なり、あるいはチーム的な組織なり何なり等々を探して、何とか維持していくことができなかつたのかどうなのか、そこら辺のことについて、委員会のほうではどのような議論がなされたのかお聞かせください」と、特にこのときは、福井市長は市長ではございませんので、ぜひともお聞きいただきたいと思うわけがあります。

小泉孝敬産業厚生常任委員長は、「鈴木 敬議員の質問にお答えします。本委員会では、足湯組合等の過去の流れ等の説明を受け、このハリスの足湯が廃止になった状況を流れの中から聞きまして、本年9月に、足湯設置場所の所有者である下田市中心商店街協同組合の解散が決定され、それに伴い、足湯管理組合も本年いっぱい解散することが決定された。足湯管理組合は構成団体の負担が増えると、先ほど鈴木 敬議員からもありました。この委員会がタオルの販売などで、あと無償で施設管理を行っていましたが、基本的には一番大きな理由といたしまして、組合構成団体が5団体から4団体になるということで、今後負担が増加すると存続が困難であると。一部には、敬議員も言われたように、残してほしいという意見はあったようですが、管理組合としては、本当に並々ならぬ苦渋の選択といたしますが、解散をしたということでございます」と。小泉委員長も、5管理組合の中で残してほしいという人たちもいたという事実を指摘しているわけでありまして。しかし、お金が払えないからやむを得ないんだと。「委員会の中でも、今後のまちづくり、伊勢町中心にまち歩き、今後どうするんだというふうな意見も出まして、ただ、新しい地主さんのご支援が最初はあったかと思うんですが、それでも何か委員会としても、ボランティア、またはほかの方法がないかというような意見も出しましたが、今までのこの数カ月の事情を聞きますと、地元の本当に強い意志と意向を酌んで、まことに残念ですけれども、認めるということで委員会としては

決定いたしました」と、こう言っているわけであります。不必要だから廃止するというのではなくて、管理運営上の問題、指定管理者がいなくなったのでやむを得ない、こういう結論を出したんだと小泉さんは言っているわけであります。

議長（森 温繁君） 質問者にお願いしますけれども、もう少し簡潔にできないでしょうか。

13番（沢登英信君） 努めます。

鈴木 敬議員は、「その議論の過程の中で、市当局、観光交流課は、どのような対応ということか、意見というか、市としてある程度、先ほど言ったように維持管理が50万程度のお金だというふうなことであるならば、そこら辺、ずっと永続的にとは言いませんが、ある程度、次の維持管理の仕方が見つかるまで、市が負担してやっていくという方向もあるのではないかと考えているのですが、市はどのような意向というか、そのような商店街側からの申し出に対し、市はどのように対応したのか。そこら辺についてお聞かせください」と、こう質問を敬さんは再度しております。

小泉産業厚生常任委員長は、「市の対応といたしまして、先ほども言いましたように、当初から組合、その他新しい地主さんとも、いろんなそういった相談とありますが、そういうものはあったようですが、とにかく地元のいわゆる皆さんの、そういう組合員の意向と、それから新地主さんの意向、そういったものを多く聞いた結果、市当局も地元の意向に沿わなければいけないだろうというふうな結論とありますが、そういうふうには、その過程ではいろんな模索もしたようでございますが、地主さん、その他の地域、これは団体の中に商工会議所さん、その他市内の主だった団体が入っているわけですが、その中で特に大きな中央商店街さんが解散するという事で、足湯組合からもそういった形で抜けるということ、それが1つの大きな、地域の意向が非常に強いということで、認めざるを得ないだろうということで、我々と同時に市当局も、苦渋の選択というふうな形をとったということでございます」と、再度こう言っているわけです。どこにも足湯が不必要だから廃止するというような結論や発言はされていないわけであります。

そして、再度鈴木さんは、「地元の意向、地元がどんどん体力が消耗して行って、意向もどんどん縮小しているようなことは、私も商店街の一角にお店を構えていますので、そこら辺の事情はよくわかっているんですが、しかし、それをそのまま追認していくと、本当にまちがなくなってしまうというふうなことで、また、マイマイ通りの第一組合のところの街路灯も維持管理できなくなってきて、撤去するという話もありまして、どんどん中心市街地、中心商店街の環境も、どんどん悪くなってきているというふうな中で、地元の意向だからや

むを得ないというようなことだけを追認するんじゃなくて、何とか地元の意向を少しでもよくするために、市のほうも少しでも頑張って、まちづくりのために何がしかのことを支援していただければなというふうにすごく思います。しかも、わずか50万で済む問題かどうかわかりませんが、とにかく、金銭的に1,000万とか2,000万の問題じゃなくて、100万円以下のお金で、それぐらいのお金で、もし何年間か、1年とか2年とか何とか頑張って維持して、そして次の形が見つけられるように努力できるというのであれば、そういう努力を市はもっと積極的にすべきであったというふうに思います。これは意見です」と、こう敬さんはまとめているわけですが、現在もこのような見解は変わらないのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

とりあえず、第1回目の質問をこれをもちまして終わらせていただきます。

議長（森 温繁君） どうぞ。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） すみません。前半の質問は、ほとんどわけがわからなくなってきました、もう一回ご指摘していただけると答えられると思いますが、ただ1点、一番強調しておきたいというのは、平成27年度における、特に中央商店街協同組合の状況というものを私たちはもう一回しっかりと捉え直してみる必要があるのではないかと思います。とにかく、まちの真ん中のあれだけの駐車場を手放さなければならなくなったという状況、これが一番大きなところでありまして、これが単に中央商店街協同組合だけではなくして、さまざまな、大横町だとかいろんなところの、あるいは駅の今のナンスビレッジの前にある商業協同組合の駐車場等々、いろんなところに大きな影響を与えていまして、だめだという、そういうふうな商店街の人たちの気持ちが市のほうにも伝わって、これ以上足湯にかかわっていくことができないよと、直営でもやっぱりこれ以上応援することもできないよという心情に至ったのかなというふうに私は理解しております。

そのような中で、平成27年12月に廃止するという条例が市から提案されて、議会も可決したのでありますが、その後、やはり商店街も、このまま足湯をなくしていったらもっと商店街が悪くなっていくんじゃないか、町なかが悪くなっていくんじゃないか、何とか足湯を残してそれを起点にもう少しにぎわいをつくりたいと、商店街自身も少しずつ変わっていったというふうな過程が28年度以降の、特に今年の今現在に至るところのさまざまな動きにつながっているのかなというふうに思っております。

そういう意味において、とにかく27年12月の状況を全部封印して、それで、だめだだめだ

というのではなくして、やはりそこから商店会も少しでも立ち直ろうとしているのかなというふうに好意的に捉えて、それを援助する、補助していく方向で、市も議会も考えていくべきだというふうに私は思っております。

ほかの質問はちょっとあれですけども、議員発議に至った経緯とかありますが、その条例は、そもそも本来的には市のほうが条例提案するものでありますが、今回は議員発議という形になりました。そういう状況になったということ自体が、先ほど申し上げました商店会のそういうふうな動向とも無縁ではないわけでありまして、でも何とか商店街にもう一度、これだけシャッター通り化、あるいは空き店舗・空き地化している中でも、何とか中心市街地をよくしていこうというふうな思いがありますので、そういうところを酌んで、今回市が出せない条例案を議員発議という形で提出したようなわけでありまして、本来的には正常な形ではないのかもしれませんが、やはりこのまちの現状を何とか変えていくためには、こういう形もやむを得ないのかなというふうに思っております。

ほかにどういう質問でしたっけ。

再開するに当たって、駐車場の所有者である不動産屋さんも、あるいはまた、足湯を提供してくれている温泉会社さんも、好意的に考えてくださって、条件も廃止する前の条件でいいですよと、温泉についても新たな加盟金なんかありませんよというふうに言っていたというふうにも聞いております。アイキさんのほうも地代について、できるだけ考慮すると、配慮するというのも言ってらっしゃるというふうなことです。そこら辺の存続するための大きなハードルというのは、ある程度クリアできるのではないかなというふうに思っております。

ほかには、廃止後の施設の譲渡とか、誰かもらい手がいるのかとか、どうのこうのなんです。とにかく何回となく市長、副市長にお願いにいきまして、いろんな話をする中で、結局民間に譲渡するということは考えられないというふうなことでありましたので、当初は、ですからハリスの足湯の会等を受け皿にして、市のほうに貸借、あるいは譲渡等々の形で何とか運営していきたいなというように思ったんですが、そこら辺のところは、結局市の意向の中で、民間的なそういう任意団体には譲渡、あるいは貸借はできないよというふうなことでありましたので、ではそれにかわるものは何かというふうなことを模索している最中でありまして、所有形態が市の所有であるという、これが原則的に変わらないのであれば、その枠に沿った中で新たな運営形態も考えられてくるのではないかなというふうに思っております。

ポケットパークの問題に関しては、先ほどから何回も考えを述べさせていただいております。

すが、ポケットパークを町なかにつくっていく、特に空き地等々にそういう施設をつくっていくというふうなことは、特に大川端通りをにぎやかにするためにも、ある意味必要なのかなという、まちづくり実践会議ですか、これも建設課が主催するまちづくり実践会議の大川端通りどうしようかというあの中でも、やはりあそこはある程度公園化して、人が歩き、そして休みと場所にしたいというふうな意見がかなり大きく出ております。そのような中で、大川端にちょこちょこポケットパークをつくっていくというふうなことは、非常に大事なことでありますし、その中に1つでも2つでも足湯施設ができれば、それはすごくよいのではないかと、景観的にもよいのではないかとというふうに私は思っております。

ただ、実際に新たに足湯をつくるということがどれほど大変なことなのかということは、市のほうとしてもしっかり考えていただきたいと思っております。現在ある足湯を、現在というか、もう廃止された状況ですが、休業状態にある今の足湯を何とかもとに戻すということと、新たに足湯をどこかにつくるということとは、その過程は雲泥の差があるのではないかとというふうに思っております。ではなく、私の考えとしては、今あるものを大事にして、そこからうまくつなげていかないで、今あるものをなくしたところで新たにつくろうという発想は、ちょっとなかなか大変なのかなというふうに思っております。そういうところでポケットパーク構想というものがうまく展開され、実現されていくためには、地権者の関係、いろんなことも考えていかなければならないんですが、とにかくしっかりと腰を落ち着けてやらなければできない事業であるというふうに思っております。

施政方針であつたらしいのですが、市長が「市民の心を我が心として」というふうなことですが、これはもう全く、それはそれとしてやっていただくのが一番いいことであるというふうに思っております。市長には、市民の気持ち、心を絶えず推しはかりながら、市政を進めていっていただきたいというふうに思っております。それは市民、住民が市長に望む最大限のことであるというふうに思っております。

あと、平成27年12月の議会における私のさまざまな意見、反対意見、あるいは委員長報告に対する質問の意見等々について、今も気持ちは変わっていないのかという質問でしたが、これは全く変わっておりません。そのときと同じような気持ちで現在もおります。

ほかに何か質問ありましたか。言っていただければ、指摘していただければ。

議長（森 温繁君） いいんじゃないですか、自分の答えられる範囲で。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

8番（鈴木 敬君） とりあえず、私の答えられるところはそういうことであります。

〔「市長にも課長にも質問を振りましたけれども」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 市長のほうから何か発言ありますか。

市長。

市長（福井祐輔君） 非常に当局側が議案を出さなかったのが不名誉なことだというふうな批判がありましたけれども、ここは共産党の大会ではありませんので、共産党の大会だったら、北朝鮮とか中国とか、あるいはクレムリンでやっているような、当局が全部議案を出して、整々とそれを可決する、拍手して可決する、そういう議会じゃないんです。ここは民主主義なんです。議会制をとっている。市長が提案する権利もある、当局側が提案する権利もある、議会が自ら提案する権利もあるじゃないですか。こんなものは何も不名誉なことじゃないです。共産党の大会と違うということを強く認識していただきたいというふうに思います。

次に、やはり私は、当局からは議案は提出できないということを強く思ってきたところでございます。やはり市民のためには、市民を混乱させてはいけなと。やっぱり継続性があるんです。そういった面で、議会がどういうふうに可決したのか知りません、27年12月のときに。それはそれで、私は受けとめなければいけないと思っているんです。議会が廃案の条例を出したんだから。それはしっかりと行政としては、継続性を維持しなければいけないというのが必要なことだというふうに思っております。

次に、ポケットパークになぜ足湯が入らないのかということなんですけれども、何回も申し上げているように、27年12月に足湯は廃案されたんです。なしになったんです。だから28年度から始まったまちづくりの計画には入らないのが当然じゃないですか。そういうところを認識していただきたいというふうに思います。

それで、沢登議員も鈴木 敬議員も思いは同じです。やっぱり下田の中心街を復興させなきゃいけない、活性化しなきゃいけないという気持ちは一緒だと思うんです。だから今回は、足湯はもう廃止条例がありますから、だからポケットパークでやりましょうというところで提案しているんです、当局側からは。それで足湯はなぜ復活できないのかっていう、その議論は筋が全然違うと思うんです。そういうところをはっきりとすみ分けして議論をやってもらいたいというふうに思います。下田再興のためには、やはり市民の心を我が心として、一丸となって市政の運営に当たらなければいけない。市民の心を我が心とするというのは、多数決で決まるんですから、そういうところを我が心としてというふうに言っているんです。そういった面で議会を重視して、ここで決めていただければ、その決に従うというふうに申

し上げているんです。

以上です。

議長（森 温繁君） 観光交流課長。

観光交流課長（土屋 仁君） 交渉の経過のご質問だったかと思えますけれども、まず7月ですが、ハリスの足湯存続を願う住民の会ということで、当時代表の森さんから要望書をいただいております。このときには、何とかして残すことはできないかというようなお話だったかと思えますけれども、やはり当然27年の12月定例議会で廃止となっているので、なかなか難しいことであるというようなことをお話しさせていただいております。またこれについても、やはり市長のほうにもこういったものが来ているというような報告はさせていただいております。

それからまた、11月にはハリスの足湯の会ですか、そういったものを森さんのほうで設立されたというようなことで、ここの設立総会というんですか、ちょっと打ち合わせのほうに私どもも行きました。その中で、やはり森さんとしては何とか、やり方はどうであれ存続してほしいよというようなお話だったかと思えます。例えば、じゃ、補助金をくれと。市のものに対する補助金というのはあり得ないですし、それから、あくまでも任意団体のハリスの足湯の会、そういった方々に市の財産を無償で譲渡、あるいは貸すこと自体も、条例上難しいよというようなお話をさせていただいたところで、先ほどの譲渡ですとか、賃貸ですとか、そういう交渉をしたのかというようなお話ですが、議会の中でそういった議論は一切出ておりませんが、こういった要望があった中で、一つの落としどころとして、その辺については検討させていただいたところでございますけれども、実際そういったやり方は無理であるというようなことをこちらも言わせていただいたところでございます。また、なおかつ所有者につきましても、当然民間の任意団体のみの運営については不安があるというようなことを言うておまして、例えば観光協会、商工会議所、当然市がやるのが一番いいんでしょうけれども、そういった団体なり何なりが入っていないと、所有者としてもなかなかオーケーを出すのは難しいなど。ちょうど所有者の方にも一緒に入っていたとは思いますが、確かに沢登議員もいらっしゃったと思いますが、当然そのときには、ある程度前向きなご発言はいただいておりますが、やはりそういった不安があったというところでございます。

その後、やはりこれだけの騒ぎといいますか、なっておりますので、ちょっと私どももいたしましても、旧構成団体の皆さんの意見を聞く会をちょっと開かせていただいたという部分がございます。そのときには、言い方はあれなんですけれども、ないよりはあったほうが

いいよというようなお話も結構いただきまして、それで1月10日ですか、その要望書につながったというふうに考えております。この要望についても商店会連盟の会長、副会長、お見えいただいたんですが、要望についても、やはり市といたしましては、当局提案で議案を提出し、議会で審議をしていただいて可決をいただいたというようなことで、当局から、また復活の条例案を提出する立場にないというようなことは、ご説明させていただいてご理解を得たというようなところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（沢登英信君） ぜひ、市長にご訂正を願いたいと思います。私は今議会が共産党の大会だなんて、一つも思ったことはございません。そんな発言もした記憶も言葉もないはずです。訂正してください、これは。

確かに、議員が議案の提案をする権利は持っているということは市長のご指摘のとおりですから、それに従って今こういう具合にやらせていただいているわけでありまして。しかし大川議員の発言にありますように、それは当局と話し合っ、この経緯でいえば、この議案は当局から出してもらうのが最善ですよ、こういう指摘は受けているわけです。そういうことをそういう言葉で発言したということで、その点をご理解をいただきたいという具合に思うわけです。余り威張れることではないというような意味で、不名誉なことだという表現をしたということでありまして。

それで、次に、今市長のほうから、これは議会も認めていないし、前議長が廃止をしようと言って議会も議決してきたので、ハリスの足湯ではなくて別の形で残すというんでしょうか、別のところへつくるといっているんでしょうか、検討しているよと、こういうご答弁をいただいたんではないかと思うわけでありまして。ですからその点は、私どもの、このまちの中のにぎわいをつくってほしいというこの思いが届いているのなら、それは27年度では廃止の条例が出ていますから、28年度は検討されていなかったというのはそのとおりかもしれませんが、今からポケットパークは、恐らく具体的に検討していくことになるでしょうから、その大きな位置の一つとして、ぜひとも検討いただきたいと、こういう具合に思うわけでありまして。その点はどうかという点をお尋ねしたい。

それから課長には、この要望書がどういう経緯で出てきたのかということのご指摘があったかと思うわけですね。それぞれの残してほしいという団体や責任者の人との話し合いの中で、ぜひともそういう要望書を出したらどうか、出させてくださいと。そして市の提案で条

例の改正をしてほしい、こういう話し合いがあってこの要望書が出されてきたと、こういう経緯だということが今の課長の発言で明らかだったかと思うわけです。それらについては市長の、あるいは副市長のほうからの指示かもしれませんが、要求している人たちと話し合いをしてみなさいよと、こういう指示があったのではないかと思いますけれども、いかがかと。

それらの点で、鈴木 敬議員が知っていることがありましたら補足していただきたいと思いますし、それらの点は、また当局のほうからお聞かせ願いたいと思うわけであります。

そして、現にハリスの足湯が大きな話題になっているということを敬議員は報告されたと思うんです。その一つが「夏色キセキ」のファンクラブの人たちだと。こういうことであつたかと思うわけです。そして2月28日には、これは恐らく議長宛てでしょうか。皆さんのところにも配られていると思うんですが、下田市議会議長様、初めまして。夏色キセキファンクラブ代表の後藤佑介です。まずこの場に出席できなかったことをお許してください。僕は2012年から2年半、仕事の関係で下田に住んでいました。当時は夏色キセキを知らず、商店街のポスターで初めて知ったほどでした。興味を持ち視聴してみると、昼間自分が歩いた道が映っていたり、下田の名所が随所に映っており、アニメだけでなく下田というまちに興味を持ちました。そして、この夏色キセキのおかげでたくさんの仲間と出会い、さまざまな経験をし、下田というまちが好きになりました。今回のハリスの足湯の件を知り、僕らにできることがあるのではということで、ハリスの足湯復活のメッセージカードを今回の秋色キセキ、キャラクターの一人、環 凜子さん誕生祭で集め、これを僕ら、本日出席している村山さんが記事をツイッターでアップしたところ、500件を超える反応をいただきました。中にはまた下田に行ってみたい、なくさないでほしいという言葉もありました。アニメファンからすれば、聖地の中で作品に出た場所が消えてしまうという悲しさもあります。しかし僕個人として、ハリスの足湯消滅は、下田市の大きな損失であると思います。ハリスの足湯は観光客の休息所であると同時に、下田市民と観光客の交流の場であると思います。僕も住んでいたときによく利用し、おいしいお店やいろいろな情報を得ることができました。そんなハリスの足湯が消滅してしまえば、観光客との交流の場がなくなり、下田というまちがどんどん廃れていってしまうと思っています。今回僕らが嘆願書として提出するメッセージカード27枚です。たった27枚と思う人もいるでしょうが、好きなだけじゃなく、下田というまちも好きだから来てくれたと思っています。そんな僕らの思いが込められた27枚です。一度決まったことを取り消すのはなかなか難しいのは理解しております。ですが、夏色キセキと下田を

好きな人間の一人として、ぜひともハリスの足湯の存続、復活を検討していただけないでしょうか。よろしく申し上げます。夏色キセキファンクラブ、後藤佑介と。こういう文章が来ていようかと思うんです。

それでまた、この1月19日には伊豆新聞で会の結成が報道され、2月21日にはこのような伊豆新聞一面に「夏色キセキ」のカラー刷りの写真が出ていると。そして3月1日の伊豆新聞にはこういうものが、実際に2人のファンクラブの方が来て議長とお会いになると、こういう働きかけをしてくださっています。これらの思いを下田市民としてどのように受けとめたらよろしいのか。また敬さんはどのように受けとめているのか、あわせて市長と提案者の敬さんにお尋ねをしたいと思います。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8番（鈴木 敬君） 「夏色キセキ」に関しましては、私の経営するコーヒー屋も結構かかわっております、制服をつくって2階にずっとかけていたりとか、いろんなことをやまして、聖地巡礼で来てくださる「夏色キセキ」のアニメのファンの人たちもたびたび来て、コーヒーを飲んだり食べ物を食べてくださったりする、そういう人たちがかなりありました。そしてそれは、数は少なくなっておりますが、今現在でもちょこちょこ来て、先ほども申しましたとおり「夏色キセキ」ノートというのをうちの店に置いてありまして、それを見たり書き込んだりして時を過ごす人が何人かおります。

ですから、そういうふうな意味で「夏色キセキ」、そしてまたイベントも何回かやっているようであります。コスプレ大会だとかいろんなところで、特に文化会館小ホールで開催したり、あるいはサンワークの体育館で開催したりとか、かなりの人数を集めてやっているそうです。それには下田の中で「アネモネ」さんですか、という喫茶店がありまして、そこのご主人なんかが一生懸命に事務的な働きをして発信して、全国から「夏色キセキ」のアニメのファンを集めて、車で来たというふうなことも聞いております。

ですから「夏色キセキ」が、これからもそういうファンクラブは続いて行って、下田のまちを愛してくれる人たちであるというふうな認識は持っております。その人たちはやはり来ると、下田のまちのいわゆる聖地というところを回ったりして、ハリスの足湯もそうなんです、駅前のローソンだとか、神社だとか、いろんなところが聖地となっておりますが、そういったところを回りながら、下田のまちを楽しんでいってくださるというふうなことであります。そういう人たちが、聖地が無残にも取り壊されてしまうというふうなことを何らかの形で、またフェイスブック等々で発信したら、やはりそれは、下田のまちにとってもダメ

ージになってくるのかなというふうに思っております。ですから私は、彼らが下田のまちを発信していく上でも、やはり足湯というのは大きなそういう施設、武器になるというふうに思っております。これからもファンクラブの方たちとは、しっかりと連携して応援していきたいなというふうに個人的には思っております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 市長。

市長（福井祐輔君） 思っていなくても、勘違いしているんじゃないかということをおっしゃったんです。不名誉という言葉を取り消してください。不名誉でも何でもありません。不名誉という言葉を取り消してください。それを言っているんです。いいですか。

〔発言する者あり〕

市長（福井祐輔君） ちゃんと立って発言して取り消してください。

議長（森 温繁君） 13番 沢登君。3回目です。

13番（沢登英信君） 市長自身が不名誉であると考えていないようでありますので、その発言は訂正させていただきます。しかも私自身は、この議会が共産党の大会だなんて発言したこともございませんし、そういう意識もございませんので、市長も取り消してください。

議長（森 温繁君） 市長。

市長（福井祐輔君） 私は感情を言っただけです。不名誉だとは断定しない、あなたのように。私は、勘違いしているんじゃないですかとお尋ねしているんです。

以上です。

〔「勘違いなんかしていませんので訂正してください」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質問者、少々お待ちください。

54条に、発言の内容の制限というのがありまして、全て発言は簡明にするものとし、議題以外にわたりまたその範囲を超えてはならないと。ただ、議長の判断の中では、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができるというふうなことでありますけれども、なるべく発言も簡明にということをお願いをしている次第が今回の流れでございますので、その辺を考慮して発言をしてください。

〔「4回目じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 今回3回目の続きという形の中で、これで最後にします。

13番（沢登英信君） 地元の商店街の人たちが、やはり地元を代表する市民であると、こ

う理解すべきだろうと私は思うんです。市長の理解等々は、議会が全てだと。議員の多数決で決めればいいんだと、こういう理解を表明していますので、その点は非常に私は残念だと思うわけです。ちょっと議会制民主主義の理解の仕方が、私と大きく違うんじゃないかと、こういう具合に思いますが、敬議員はどのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。やはり地元の人たちの思いを直接市長が受けとめるという、この姿勢も私は必要ではないかと思えます。決して議員をないがしろにしていいとは言いませんけれども、地元の人たちの意向を直接市長のところに訴えてきていますので、それを吟味していただくということが最大限必要ではないかと思うんです。そのような理解にぜひとも市長に立っていただきたいと、こう私は思いますが、敬議員はどのようにご理解をしているのかお尋ねをしたいと思うわけでありませう。

といいますのは、議員提案としてこれを提出した理由にかかわる大きな課題の一つだろうと思うわけでありませう。市民だけではなくて、全国にいるこの「夏色キセキ」のファンクラブの人たちも応援をしてくださっている。地元の商店街の人も、一時期は事情で廃止もやむを得ないと、こういう判断をしましたが、考え直して、ぜひ存続を望みたいと、こういうことを申し述べてきていようかと思うわけですね。しかも廃止をしたときの状況は、私はよく知らない、こう市長は言っているわけですね、ぜひともこの議会で、一昨年12月議会の委員会や一般質問、産業厚生委員長への敬議員の質問を紹介をさせていただきました。それら市長の発言からいいますと、十分理解をしていないようございませうので、敬さんのほうからまた改めて、そこら辺はどういうことであつたのか、議員を含めてご説明をいただければありがたいと思ひます。

以上です。

〔 8 番 鈴木 敬君登壇 〕

8番（鈴木 敬君） 先ほど、市長の市政方針の中の「市民の心を我が心として」という言葉は、これは施政者として非常に大事なことであり、それを市長がしっかりと堅持しながら市政を進めていくということは、全く正しいことであるというふうに思っております。

ただ、市民の心というのいろいろありますので、そこら辺のところの市民のどのような声を取り上げたのかということに関しては、それぞれの立場から「俺の聞いた市民の心はこうだったよ」というふうなこともあるだろうし、そこら辺はこういう場で議論をしながら全体で、じゃ、下田市民の気持ちはこうなんだというところで決めていけばいいのかなというふうに思ひます。

そういうふうなことでいったときに、やはり今の足湯の問題に関しましては、市長の理解する市民の心と私の理解する市民の心に、若干の違いはあるのかなというふうに思っております。特に私が感じているのは、要するに商店会の人たちの気持ちが少し変わってきている。27年12月の時点と今の時点では少し変わってきているというふうなことを感じております。商店街の人たちも実際に足湯がなくなってみると、やはり残してほしい、残すべきだという気持ちがかかなり出てきまして、それが一つの形となって、あるいは要望書等々の形で表現されているというふうなことがありまして、それが一つの私が感じる市民の心として捉えて、市長にもお願いしてきました。そこら辺のところから、今回議員発議という形で、何とか足湯を残すための手段というか方策として、議員発議で条例案を提出したような次第であります。そこら辺のところ、市長も基本的に市民の心を聞きながら進めるということでありまして、私も議員として市民の心、気持ちを聞きながら努めていくことでありまして、できるならば、その方向性が一致すれば一番よいと私は思っておりますが、若干のずれがあることもやむを得ないという中で、それはお互いに意見交換しながら、議論しながら進めていければよいのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 市長。

市長（福井祐輔君） 市長が何回にわたって要望活動を受けたかご存じでしょう。私はそのたびに聞きました、しっかりと。最後の捨てぜりふが「お前を落としてやる」と言って帰ったじゃないですか。あの人も言っている、この人も言っている、お前の支持者だろうと言って帰ったじゃないですか。そういう要望活動のやり方はありません。大きな声で叫んで帰りました。要望活動に来た人の中の誰かが。

それで聞いた結果、だから残したんじゃないですか。一つ議員提案の道があると。だからずっと残してきたんです。それで今日決をとってくださいと言っているんです。予算の執行もありますから。私はたたかれてもずっと我慢して、今まで残してきたんです。それを酌んでいただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに提出者に質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時19分休憩

午後 3時29分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたします。

これより、討論・採決を行います。会議規則第56条に、議長は必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができるとなっておりますので、討論・採決のご意見は10分以内をお願いしたいと思います。

では、まず反対意見の発言を許します。

6番 小泉君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

6番（小泉孝敬君） それでは、この発議第1号 下田市足湯施設条例の制定について、反対の立場として意見を述べさせていただきます。

この足湯条例は、先ほども申しましたけれども、一昨年12月の定例会で十分な議論、むしろ我々委員の中には、この中央商店街の土地の売却、その他足湯が解散されたということをやわさで聞いた委員も何人かおり、それでその後、委員会、本会議と、そういうので町内の数人の意見も参考にして、それで委員会に臨んだわけですが、そもそも、先ほどからの提案者の意見等を聞きましたが、当時の27年12月の条例廃止以降、その他状況が変わったという説明が何回かされましたが、私の判断としては、当時と全く変わっていないと思います。というのも、一部出ていました当時も、団体は廃止の意向で解散ということでありましたが、何人かは廃止しては困ると、今の状況もそうだと、全くその当時と変わっていない。ただ全体の総意として、委員会としても、先ほども話が出ているようにやむを得ないということで反対したわけです。その状況と今とを比べますと、何ら変わっていないと思います。しかも、今の段階で今後の管理運営団体もはっきりせず、このような状況でも今後についての多くの不明、または不明瞭な点が多々ありまして、そういった面でも納得できかねます。

そもそも、行政自体は、いわゆるいろんな団体が物事を起こすのに、個人にしても団体にしても支援するのが行政の役割と考えます。ましてや、この足湯に関して行政が直接管理運営に当たるというのは、私としては賛成できかねます。市長が変わりまして、今後ポケットパーク構想もあり、それらに期待し、むしろゼロからスタートして今後のまちづくりを考えていくべきだと切に思う次第でございます。

以上の点から、発議第1号 下田市足湯施設条例の制定についての提案に反対するものがあります。

以上でございます。

会議時間の延長

議長（森 温繁君） ここで、会議時間を延長いたします。

議長（森 温繁君） 次は、賛成意見の発言を許します。

2番 進士濱美君。

〔2番 進士濱美君登壇〕

2番（進士濱美君） 足湯条例の制定につきまして、賛同員といたしまして、賛成の意見の立場から若干申し述べてみたいと思うんですが、先ほどらいの随分長いやり取りの中、大分経緯について、あるいは誤解の部分について、少し見えてきたかなという思いは私も感じております。しかしながら、全てではない部分というのもまだあるかなという気はいたしておりますが、その中で、どういう立場から賛成をするかということで、ざっと申しますか、例えば27年12月の委員会についての若干の意見の突っ込みの浅さ、これは私自身、産業厚生委員会の委員をやっておりましたが、やはりちょっと残念だったなという自省を込めて考えておるところでございます。そういった内容につきましても、先ほど沢登議員のほうから逐次内容が明細になりましたので、私のほうはカットしておきます。

もう一点、評価というのが行政側から毎年なされております。これにつきましても、無料のおもてなし施設ということで、まちの一角のにぎわいを提供すると、それから癒やしのスポットとして評価できるという評価書を鈴木 敬提案者のほうから紹介がなされました。これについてももっともだなと承知しております。

それなりに、私も委員会が終了後、かれこれ1年たつんですが、周辺のお店を直に回ってみました。その時点では、まだ各商店街の集約された意見というのは固まっておりませんで

した。森 秀樹さんとハリスの足湯の会の発展までとても行っていない状態でした。その中で独自に動いたわけですが、付近の方は「それはないよりいいに決まっている」と、日々毎日のように「どうしたんですか」という問い合わせが、観光客らしい方から受けていますという声が日々入ってまいりました。

そして、数カ月たちますと、やはり私もちょっと、委員会での突っ込み方、あるいは顛末の明細の確認がとり切れていなかったという部分が委員会の中で絶対にあったんだろうという思いでいたんですが、それも委員会の今後のあり方として、今後は時間を十分にかけて審議の進め方でやっていくという反省を込めて、私も勉強になりました。今後については、検証までしっかりとやっていきたいと思っております。

さらに、当初の構成団体の7団体の中の方からも一部聞いております。その中で引っかかったのは、やはり各団体といえども役員会がありまして、その中で話し合っていくと。広くそれを一人一人に伝えて賛否を問うところまでは、なかなかできていないなという印象はあったんですが、改めて一人一人に伺いますと、やはりあったほうがいいんだろうという意見が固まりつつあったわけです。そして足湯の会の発足に結びついたわけです。そのときには、もう既に自分たちで年間3,000円なり5,000円なり、あるいは会社、企業であれば1万円なり賛助金をいただいて、何とか足し前にしようという思いが伝わってまいりまして、私も参加いたしております。蓮杖写真展なんかも同様の格好で運営されておるんですが、そうこうするうちに、継続を願う要望書、これも先ほどから何度も討議されております。この辺も省いていきたいと思いますが、途中1点、やはり「夏色キセキ」というTBS系のテレビのアニメーションが人気があったと。それが下田を舞台にして、ここにカットの部分24カ所ほど私の手元にあるんですが、ほとんど下田の名所がカットとして掲載されております。その中で最も大きな画面といえますが、明るく4人の主人公、女子中学生の4人が座ってはしゃいでいる姿がハリスの足湯、そこからスタートしております。そういう印象的なアニメーションに対する思いを持ったんですが、これは伊豆新聞でも紹介されましたとおり、県内外から「主人公の4人の誕生日会にはその都度来るんですよ」であるとか、道路の全てではございませんけれども、下田駅前から足湯につながる道の多少の清掃も年2回ぐらいはやっているんですよという声も聞いております。驚きまして、特に大事にしたいなと思うのは、これらが若い人であるということでありまして。この辺を下田市の私たち議員も含めて、商店関係者も含めまして、若い人たちと唯一つながる接点がここにあるという思いを今日また新たにした次第でございます。これこそが足湯があったからこそ生まれた交流、これが交流を生

んだ典型といってなんでございましょうか。これ以上の交流はございません。こんなすばらしい全国的な交流を生んでいるわけです。ここのところは、やっぱり真摯に私たちは大事にしていくべきだと思います。その若い人たちが、先ほどツイッター等で全国的に拡散していただいて、紹介もしていただきました。聖地下田の訪問者拡大、これはつながっているんだろうと。それこそ検証はされておられませんけれども、確実にリピーターとなり、1人、2人、つながっているんだろうと思います。

時間がないので簡単に終わります。

足湯というのは、温泉地観光では、先ほどからうたわれておりますように当たり前のメニュー、特別なメニューでもございません。伊豆周辺の自治体はもううらやむような整備をしておるわけでございます、これを行政が率先してやっているわけです。その中で、どうして下田だけがああだこうだと、こういったルールの中で金額もさほど大きくない中で進まないのかという不満はございます。観光地下田にとって、特に旧町は歴史の固まりであります。固まりをなすものと言ったほうがよろしいでしょうか。周辺地元が自ら実施すべき、とりあえず実施すべきという声がつい出やすいんですが、しかしながら、これは必ずしも適当ではないだろうと考えます。やはり開港の下田の色合いは非常に濃く、旧町の風情、たとえば四つ角なんか全部折れ曲がって、旧来の矢折れの辻という町並みになっていて、こういった文化が小さいながらもまちの至るところにあるわけです。それをたたずんだ下田旧町の風情、これ自身がやはり観光下田の核になっていることは間違いないだろうと思うんです。これがなくなれば、どういう下田の姿になるか、ちょっと想像できないんですが。

議長（森 温繁君） 1分前です。

2番（進士濱美君） アニメの聖地、ストーリーもでき上がったハリスの足湯につきまして、小さな小さな癒やしスポットでございますが、これもせっかくですから、大人の思いとして継続していこうという思いであります。

中心市街地の再生は、住民ならず行政もうたい文句にしている今、根気よく再生へ動こうという姿勢として、これはアピールする絶好のチャンスであろうと思うんです。

よって、これはぜひ、市長自らお願いして、少なくとも取り壊しはもう少し時間をかけようという答えをいただきたいと思いつつ、賛成の意見とさせていただきます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

3番 橋本君。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

3番（橋本智洋君） 私は反対の立場から討論させていただきます。

やはりこの条例制定、ここの焦点において、まずこれは反対です。やはり27年12月ですか、否決、反対ということで終わっていると思います。やはり先ほども申し上げたとおり、ほかの方法論というのがあるかと思えます。それを模索するという方法が私はいいでないかと思えます。

よって、これは反対させていただきます。

それと「夏色キセキ」の聖地巡礼ということをお話出しましたが、正直竹内議員と私は5年前からそういったことで活動しております。そのファンの皆様とも交流がありますので、その辺はゆっくり納得のいくお話ができて、新しい提案もできるのではないかなと思っております。

最後に、市長のほうにポケットパーク構想があるということですので、その辺を期待して、反対の立場でこれで終わります。よろしくをお願いします。

議長（森 温繁君） ほかに。

13番 沢登君。

〔 13番 沢登英信君登壇 〕

13番（沢登英信君） 下田市足湯施設条例の制定に賛成の立場からの討論に参加をさせていただきます。

下田市の現状におきまして、足湯が必要であるのかないのか、この観点からいきますと、私は足湯は必要であると、こういう結論を出すべきであろうと。そして多くの市内の方々や「夏色キセキ」の応援者の皆さん、ファンクラブの皆さんを含めて、この足湯を残していただきたいと、こういう切実な思いが今日湧き上がってきていようかと思えます。

どういうボタンのかけ違いがよくわかりませんが、当局も議員の皆さんの何人かは足湯はいらないんだと、こういう討論をされました。本当にそうでしょうか。この現状の中で、条例が廃止をされて80万円の予算措置がされている。議会も廃止することを認めていると。これを残すということになりますと、残しましょうという意思表示を議会がしない限り、ハリスの足湯は解体されると。これは明らかではないかと思うわけです。その他の方法があると考えるのであれば、こういう方法がありますよと、明らかにしなければならぬと思うわけであります。議会が議決している以上、当局がこれを廃止しないという結論を出さない限り、議会も決まって議会でこの条例を認めない限り、ハリスの足湯は廃止になるということは、皆さん明らかなことではないでしょうか。

そして、このハリスの足湯をなくすことが、商店街の皆さんやハリスの足湯を楽しんでこられたファンクラブの方々の本意であるかといえば、やはりそうではないと思うわけであり、まさに市民の意向を市当局も議会も、ないがしろにする結果を今出そうとしているのではないかと、多くの、あるいは少なくない議員の皆さんがそう考えておられるのではないかと、思って非常に残念であります。

そして、この条例は、その運営をどうしようということではなく、3月31日までに解体をするという、差し迫っている状況がありますので、これを何とかもう少し先延ばししていただいて、ハリスの足湯を存続していく方法はないのかと、そういうことを吟味する時間をくださいと、そういう意味合いの条例だろうと思うわけであり、いついつから市が運営しなさいというようなことをこの条例では決めていないわけであり、この条例が制定されれば、これをどう運用するかというのは議会ではありません。当然市当局が話し合っ、どのような方向がいいのかを定めてまいるといことになるかと思うわけです。

そして、運営自体におきましては、具体的にハリスの足湯の会というような会ができ上がっているわけです。自分たちでお金も集めよう、こういう枠組みの中で、しかし市がかかわっていただかない限り、地主さんは協力できませんと、こういう枠組みの中にあるわけです。地主さんも市がかかわってくれるなら協力しましょうと、温泉組合の皆さんも新たな権利金をもらわなくても、市がかかわってくれるなら協力しましょうと、こう言っているわけであり、これほど多くの市民が、しかもこの足湯にかかわってきた皆さんが存続させてくれと、私も協力しますよと、こういうことを言い始めてくれている実態はないんじゃないかと思うんです。この実態に、ぜひとも目を向けていただいて、この条例を通して可決していただいて、そして、ぜひとも市当局が新たな指定管理や運営の方法はないのかという時間をいただきたいと。そして会の皆さんも当局の要請に応じて不備な点を直して、NPOが必要なならNPOの組織にしていくと、こういう時間を与えていただきたいと。ここが本意であろうと思います。

そして、多くの議員の皆さんも、ハリスの足湯がなくなることがベターだと、いいことだと、こう考えている方はないんじゃないかと思うんです。市が費用負担しなければならないなら問題だよと、しかし足湯はあったほうがいいよと、従来どおり負担しないのであれば運営していただいたらどうかと、こういう思いではないかと思うわけであり、そういうことができるかできないか、市民の盛り上がりも出てきているわけですから、少し時間をいただきたいと。ぜひこれを認めていただきたい。この条例に反対するのではなく、温

かく見守って可決をしていただきたいと思うわけであります。

そして、残念ながらここに至りましては、先ほど市長の見解の表明もありましたように、議会がこれを可決していただかない限り、ハリスの足湯の存続というのではないんだと、こう理解していいんだと思うんです。何かほかに方法があるかのような発言をされる議員もおられるわけですが、そんなことはできないことなんです、状況が。市長はいらないと思っている。議会は廃止を認めた。しかも解体の予算までつけている。解体をしなかったら、議会はそれを追求しなければならない立場に、橋本さん、いらっしゃるんですよ。ご理解いただけますでしょうか。それをご理解いただけるのであれば、ぜひともこの条例を可決していただくと、こういうことで切にお願いをしたいと思うところであります。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

9番 伊藤君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

9番（伊藤英雄君） 条例案に反対の立場で、意見を若干言わせていただきます。

みんな一人一人、議員も市民も、考え方が当然違うわけであります。私もこの議員の中にも大勢いらっしゃると思いますけれども、20代の頃からいろんな市民運動もやってきましたし、議会に対する請願や要望や、市に対する陳情もやってきました。議会で審議するとき、そういうことをやってきた市民が一人も傍聴席に来ていない。そのことがすごく不思議です。議員は、一人一人考え方も感情も思いも違う。でも審議をする。審議をして議決が出る。出た議決には従う。それは特段の事態が起こればあり得ることかもしれないけれども、自分の考え方が違うから27年に出た議決は認められない、もう一回採決だと。それは少し乱暴なやり方じゃないですか。もしこれで解体しなければ、来年もう一回議案が出てくるでしょう、存続の。一体何回議決をしたらそれに従うんでしょうか。

やっぱりいろいろ思いはあるけれども、審議をするときは議論を尽くすんだと。議論を尽くしたんだと思います、私は。そして議決を得たはずなんです。その議決を認められない。それでどうやって議会の秩序といいですか、運営は成り立つのか。僕は、27年12月に慎重審議が行われ、議会は条例の廃止を認めたということでありますから、今回の条例には反対いたします。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は、起立により採決いたします。

では、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、発議第1号 下田市足湯施設条例の制定については否決されました。

議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第11号 市道の認定及び路線変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（鈴木芳紀君） それでは、議第11号 市道の認定及び路線変更についてのご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページ及び条例改正関係等説明資料の3ページから8ページをお願いいたします。

議案件名簿の記以下の表にあります路線を市道認定及び路線変更したいため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

道路法8条2項の規定は、道路法上路線認定する場合、議会の議決が必要である旨を定めた条文でありまして、道路法第10条第3項の規定は、路線の廃止、または変更に対しての条文でございます。

提案理由としまして、認定漏れのあった道路を市道認定するとともに、稲梓地区県営ほ場整備事業に伴いつけかえを行った路線の変更をするものでございます。

路線認定につきまして、路線名は、区画街路18号線であります。起点は下田市西本郷二丁目1番1地先より、終点は同番6地先でございます。

説明資料3ページをお願いしたいと思うんですが、A3カラーの資料を見たいと思うんですが、開いていただいた中で、場所は小山田公園の南側でございます。配置図の黒丸と黒矢印に囲まれた赤色の部分、区画街路16号線と区画街路17号線をつなぐ路線でございます。市道延長40.1メートル、幅員6メートルから最大8.5メートルであります。本路線は、本郷土地区画整理事業に整備された道路の一部で、その際、認定されていなかった路線

であり、それを認定するものでございます。

議案件名簿5ページに戻っていただきまして、路線変更につきましては、3路線とも稲梓地区県営ほ場整備事業におき、つけかえを行いました。その際、変更が未処理であったため変更するものでございます。

1つは、路線名、西峯線で、起点を下田市須原字山田129番地2地先から字山田3544番地先に変更いたします。2つ目は、路線名、田中線で、起点を下田市須原字山田195番地4地先から字山田3589番地先に。終点を字山田188番地先から字茅ヶ谷戸188番地先に変更いたします。3つ目は、路線名、根岸線で、起点を下田市須原字山田195番地1地先から字山田3602番地先に。終点を字藤六1171番1地先から字藤六3641番地先に変更いたします。

たびたび申しわけありませんが、説明資料の5ページ、A3資料になりますけれども、場所は須原地区の国道414号線沿いでございまして、赤色の部分が変更後の路線で、上の北側より根岸線、田中線、西峯線となります。

ページをめくっていただいた6ページが、それぞれの路線の詳細図でございまして、西峯線におきまして、市道延長は208.9メートルから221.1メートルとなり、12.2メートルの増長となります。

7ページの田中線におきまして、市道延長は135.3メートルから143.5メートルとなり、8.2メートルの増となります。

8ページの根岸線においては、市道延長は180メートルから212.5メートルとなり、32.5メートルの増となっております。

また、認定日は平成29年4月1日を予定しております。

以上、雑駁ですが、議第11号 市道の認定及び路線変更についての説明となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 図面をいただいていますけれども、ちょっと理解が進みませんので、説明をいただきたいと思います。

区画街路18号線、この図面の丸点から黒の矢印のところまでが18号線ということになるのかと思うんですが、位置はここからここだということを改めて説明していただきたいと思います。

それから、どういうわけで区画街路18号線が路線認定しなければならないのか、この点をお尋ねしたいと思います。

それから、西峯線、田中線、根岸線は、それぞれ休止があって、道路の状況が違う道を通るといふ、こういうことになるんだろうと思うんですが、この道路で来て、重なっているところと全く分かれているところが、それぞれ西峯線はほとんど同じで、川を渡った部分のところだけが違ふと、こういう図面になっていようかと思いますが、そこら辺の事情がどういふわけかよくわかりませんので、ご説明をいただくとありがたいと思います。

議長（森 温繁君） 建設課長。

建設課長（鈴木芳紀君） それでは、区画街路18号線からご説明させていただきます。図面のほうがいいと思うんですが、A3判の3ページ、説明資料の3ページになりますけれども、ここ一体はご存じのように、昭和45年3月ですか、区画整理が終わっております、それ以前から本郷地区においては区画整理をやっております。大体が区画街路何号線というような名前になっておるんですが、ここの黒丸と矢印で囲まれた赤い部分についてだけ、路線認定していなかったんです。というのをつい最近発見しまして、もともと登記簿を見ますと、昭和45年のときに区画整理による換地処分ということで、底地は下田市になっております。ただ認定がされていなかったということに気がついたもので、認定をし直すという経過でございます。

位置についてはよろしいですか、今の説明で。

〔発言する者あり〕

建設課長（鈴木芳紀君） そうです。青い線ではなくて、黒と赤です。

よろしいですか、位置については。

〔発言する者あり〕

建設課長（鈴木芳紀君） 申しわけありません、わかりづらい図面で。

それは既存の線でございますので、今回の条例とは関係ありません。

〔発言する者あり〕

建設課長（鈴木芳紀君） ごめんなさい、そうです。

区画街路18号線とナンバー18の18は同等ではありません。一緒の意味ではありません。

続きまして、稲梓のほ場整備絡みのものですが、A3判の5ページになりますけれども、これはもともと起因するのが、平成16年の県営ほ場整備になります。そのときに登記処分はしておったんですが、認定手続がされていなかったみたいで、今、青路線が昔あった

市道です。それをほ場整備によりまして赤色に直しております。形は直っておるんですが、そこに認定をしていなかったということが、縦貫道が通りまして、その用地立ち合いに行った際に判明しまして、今回現況の形の中で認定をするというものでございます。変更認定です。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 概略はわかりましたけれども、再度質問しますが、これは西本郷の区画街路18号を認定漏れがあったので認定すると。そうしますと、認定すると漏れたときと何か違う事情が出てくるのかどうなのか、確認をしたいと思います。

それから、田中線につきましては、根岸線もそうですけれども、大分状況が変わって、昔の道がそのまま残っています。この道はどういうことになるのか、お尋ねしたいと思います。

建設課長（鈴木芳紀君） 維持管理に対して、路線認定していないとできないものですので、舗装等の修繕ができる。

〔発言する者あり〕

建設課長（鈴木芳紀君） 青いところって、ごめんなさい。区画街路線の、話で。

これは、もともと市有地で、換地のとき市有地ですし、現在路線認定されていないと、市道としての維持管理ができないということになりますので、今後は維持管理ができるようになります。

あと、ほ場整備のところの青いところなんですが、現在はもう整備済みですので、田畑の中になっていまして、土地というか、換地していますので、民有地になっております。

〔発言する者あり〕

建設課長（鈴木芳紀君） かわりに赤い線ができているという理解でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第12号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（井上 均君） それでは、議第12号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお開き願います。

6ページは議案のかがみでございまして、下田市ふるさと応援寄附条例を別紙7ページの内容のとおり改正させていただくというものでございます。

提案の理由は、ふるさと応援寄附金の管理運用方法を見直すためでございます。

それでは、改正の内容につきましては、議案件名簿7ページの改正文のとおりであります。具体的には、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の9ページ、10ページをお開き願います。

新旧対照表でございまして、見開き左側9ページが改正前、右側10ページが改正後で、アンダーラインの引いてあるところが今回の改正箇所でございます。条例第3条の寄附金の管理運用に、次の1項を加えるもので、内容は第2項、前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、ふるさと応援寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができることと定めるものでございます。

ご存じのように、平成28年度におきましては、ふるさと応援寄附収入を当初予算で1億円、1月専決補正で9,000万円を増額させていただき、寄附者が希望されたふるさと応援寄附返礼品及び代行業者に支出するふるさと応援寄附システム使用料を支払う財源といたしまして、財政調整基金から1億1,500万円を取り崩して対応いたしました。現行の下田市ふるさと応援寄附条例では、財政調整基金からかかる費用を全て支出のために充当するため、寄附受領の大きな実績のあります他市町の取り扱いを調査いたしましたところ、1つの基金に全額を積み、基金から返礼品支払い分等を取り崩す手法、2つ目といたしまして、返礼品等かかる支出を差し引いた寄附金を基金に積み立てる手法の大きく2手法がございました。ふるさと応援寄附基金から返礼品を取り崩す手法では、返礼品等分の予算計上額により、歳入歳出予算規模が、実態と比べ大きくなること、また下田市では充当する基金が9つあるため、同手法を行いますと、事務効率が悪い点を考慮いたしまして、返礼品を差し引いた寄附額をふるさと応援基金に積み立てる手法に平成29年度から変更したいものでございます。市長が必要であると認める必要な財源としては、寄附者が希望されましたふるさと応援返礼品に充てる財源としたいもので、平成29年度当初予算で、これからご審議いただく前ではございますが、

具体例といたしまして、29年度当初予算で2億円のふるさと応援寄附収入に対し、寄附者が希望されたふるさと応援寄附返礼品1億円は、市長が必要があると認める必要な財源として差し引き、充当する9つの基金へ残る1億円を積み立てるといふふうに考えております。

なお、代行業者に支出いたしますシステム使用料は経費と捉え、従来どおり財政調整基金を取り崩して対応したいと存じます。

議案の7ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するというもので、平成29年度からの措置でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第12号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第13号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第13号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第13号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の8ページをお開き願います。

下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理をするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の11ページ、12ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今

回改正されたところでございます。

第2条第1項第8号は、情報提供等記録の用語を規定したのですが、番号法第26条の準用規定が新規挿入されたため、その部分も含む用語規定とするものでございます。

今回の改正により、条例で定めた独自利用事務において、他の自治体に特定個人情報を提供する場合には、情報ネットワークシステムを介して行うこととなり、また新設された番号法第26条では、条例で定めた独自利用事務において、特定個人情報を情報提供ネットワークシステムを介して提供する場合においても、番号法第21条から第25条を準用して行う必要がある旨を規定しております。

第38条は、番号法第26条の新設に伴う条ずれにより、第28条を第29条に改めるものでございます。

それでは、議案件名簿の9ページをお開きください。

附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、平成29年5月30日から施行するというものでございます。

なお、施行日につきましては、昨年12月28日に施行期日を定める政令が公布されたことによるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第13号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） ここに資料はいただいているんですけども、改正の内容がよくわかりませんので、内容はどういうことか、もう一度ご説明いただけるとありがたいですけれども。

議長（森 温繁君） 総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） 資料は新旧対照表……

〔発言する者あり〕

総務課長（稲葉一三雄君） 内容は先ほど説明した内容になりますけれども、新旧対照表のほうで説明したつもりなんですけれども、個人情報保護条例の第2条第8号のところは、情報提供等記録の用語の規定でして、番号法の第26条、そちらの準用規定が準用されたもので

すから、今回その括弧書きの「これら規定を番号法第26条において準用する場合も含む」というような形で括弧書きにさせていただいております。

今回の番号法の大きな改正は、条例で定めた独自利用事務、それをする場合、他の自治体に特定個人情報を提供するというときには、情報ネットワークシステムを介して行うということが、番号法自体の大きな改正ということになります。今回その番号法の新設が第26条にされましたので、この規定を第8号のほうに入れさせていただいて、その次の38条の第1項第1号のこの下線部の規定は、番号法26条が新設されたことによります条ずれをということで、29条ということにしたという内容となっております。

以上です。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただ今議題となっております議第13号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第14号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（井上 均君） それでは、議第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の10ページ、議案のかがみをお開き願います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を11ページのとおり改正するものでございます。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条文の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げますので、お手数ですが、13、14ページをお開き願います。

左のページが改正前、右のページが改正後となり、アンダーラインの部分が改正する部分でございます。右の改正後の欄でご説明申し上げます。

第1条趣旨及び第5条特定個人情報の提供は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によるものでして、法第19条は、何人も次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないとした上で、除外事項の追加に伴い、以後1号ずつ号ずれとなりましたので、今回改正となるものでございます。及び以上から、第1条及び第5条第1項中法第19条第9号を法第19条第10号に改めるものでございます。

続きまして、別表第3は、他機関への特定個人情報の提供でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の改正によりまして、情報紹介機関である教育委員会が、情報提供機関である市長に対し、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理するために必要な同表の第4段に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合に、提供する情報の規定を改めるもので、下線になりますけれども、生活保護関係情報であって規則で定めるもの、地方税関係情報であって規則で定めるものの下線部分が追加されるものです。

続きまして、議案件名簿にお戻りいただき、11ページをお願いいたします。

附則でございますが、法の施行に合わせ、この条例中別表第3の改正規定は、平成29年4月1日から、第1条及び第5条第1項の改正規定は、平成29年5月30日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 特定個人情報の、生活保護、あるいは地方税、住民票の規則で定め

るものという規定になっておりますが、全部でなくて結構ですけれども、概略、こんな規則だということをお教えいただければと思います。

議長（森 温繁君） 企画財政課長。

企画財政課長（井上 均君） 今、議員のほうがおっしゃるのは、別表第3のところかと思えますけれども、まず別表第3のところの事務の内容でございますが、要保護及び準要保護児童生徒医療費補助金に関連するもので、規則におきましては、学校保健安全法第24条に關しまして、保護者に係る生活保護実施関係情報、それから保護者、または当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報、こちらを規則のほうで定める予定でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第15号 下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） 議第15号 下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開き願います。

下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、派遣職員に支給することができる手当を追加するとともに、字句の整理を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、15ページ、16ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正されたところでございます。

第2条第1項中「、規則」を「規則」に、「事項に定める」を「事項に掲げる」に改め、こちらはいずれも字句の整理を行うものでございます。

第4条中、「給料、扶養手当、住居手当及び期末手当」を「給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改めるもので、一般社団法人美しい伊豆創造センターへの職員派遣に伴い、派遣職員に支給することができる手当を追加するものでございます。

それでは、議案件名簿の13ページをお開きください。

附則でございますが、この規約の施行日を定めておりまして、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第15号 下田市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

13番（沢登英信君） この条例案を見ますと、派遣職員に新たに管理職手当、あるいは地域手当を支給できると。さらに単身赴任手当、時間外手当。期末手当はもとかあらありますか。新たなものは今言ったような幾つかが追加されるということになると思うんですが、これは派遣されますと、派遣したところの給与体系というのがあるんじゃないかと思うんですけれども、その関係と、下田市から派遣した職員は、あくまでも下田市が全部費用をもって、下田市の規定で払うのか、あるいは派遣された団体のほうの規定があって、それに基づいてこの手当を払うのかというようなことが出てこようかと思えますけれども、どういうことになるのかお尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） 今回、美しい伊豆創造センターとは、この後また協定を正式に結ぶこととなりますけれども、今のところ、こちらは派遣という形で下田市のほうがもつということになっております。これから協定の内容等を詰めるところなんですけれども、ただ時間外手当につきましては、下田市が一度支払いますけれども、後から収入で受けるというような形ですが、一度は下田市が払うというような予定となっております。今後協定を結ぶ中で、服务等そういったものも調整していくことになってまいりますけれども、まだ協定は、

この20日ごろに最終の協定を結ぶ予定でいるということです。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

13番（沢登英信君） 今、公益的法人への派遣ということで、美しい伊豆創造センターですか、そこへの派遣を考えられているようですが、現在ある組織でこれに当てはまるところ、あるいは新たにこういうものが考えられる組織というものはあるんでしょうか。

議長（森 温繁君） 総務課長。

総務課長（稲葉一三雄君） こちらは、法律のほうに公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがございまして、その中の第2条で職員の派遣について定められております。具体的に言いますと、一般社団法人ですとか一般財団法人。今はそういった財団法人については、下田市振興公社等も公益財団法人ですので、一般財団法人と同じように、下田でいけばそういった公益法人等への派遣も可能ですが、現在この条例規定の中で、派遣に関する組織は規則で定めるということになっておりますので、規則のほうにその派遣する団体の法人名を明記する、規則ですけれども、明記することが必要となってきます。今回の改正に伴いまして、美しい伊豆創造センターにつきましても、あわせて下田市職員の公益的法人等の派遣等に関する規則、そちらのほうに明記するような形をとる予定でおります。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、各派代表者会議を4時40分より開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室にお集まりください。

大変長時間、ご苦労さまでした。

午後 4時32分散会